

平成 27 年度

摂津市教育推進プラン

摂津市教育委員会

目 次

	(ページ)
I 基本方針	1
II 重点事項	
1 就学前教育の充実	1
2 「生きる力」の育成	2
3 支援教育の充実	2
4 教職員の育成	2
5 安全安心な学校・地域づくり	2
6 子育て支援の充実	2
7 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進	3
8 文化・スポーツ活動の活発化	3
III 教育推進プランの体系	3
IV 具体的な取り組み	
1 就学前教育の充実	
(1) 就学前教育の充実	4
2 「生きる力」の育成	
(1) 学力向上プランの実現	6
(2) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応	10
(3) 学校評価の適切な実施	15
(4) 小中一貫教育の推進	16
(5) 家庭学習習慣の定着と学習意欲の向上	18
(6) 体力の向上と積極的な情報発信	19
3 支援教育の充実	
(1) 支援教育の充実	22
(2) 義務教育就学の支援	23
(3) 学校施設の整備	24
4 教職員の育成	
(1) 教職員の授業力の向上	25
5 安全安心な学校・地域づくり	
(1) 安全安心な学校・地域づくり	27
6 子育て支援の充実	
(1) 子育て支援の充実	33
7 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進	
(1) 生涯学習の推進	45
(2) 市民に親しまれる図書館運営の推進	48
(3) 青少年の健全育成の推進	50
(4) 文化財の保護と活用	53
8 文化・スポーツ活動の活発化	
(1) 地域に根ざした文化の振興	54
(2) スポーツの振興	56

I. 基本方針

教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

この教育基本法の目的を達成するため、常に社会の変化に対応し、新しい時代にあった教育の実現が求められている。

いま、時代の変化の中で、教育の場としての学校への期待は大きなものとなっている。学校は様々な学びの場であり、また、人づくりの場でもある。そのため、子どもたちに目標を意識できる環境を整え、その動機付けとなる様々な体験の機会を与えなければならない。子どもたちはそのような機会を通して、「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きるための健康・体力」を基盤とした「生きる力」を身につける。

しかし、「生きる力」の育みは、学校だけで達成されるものではない。学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力して、地域の教育力の向上を図ることが必要である。そのためには、市民一人ひとりが自ら「つながる力」を育みながら、教育の担い手としてそれぞれの役割を果たすことのできる「協働」教育社会が構築されなければならない。

「協働」教育社会とは、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる持続的発展可能な「生涯学習社会」にも通じるものであり、まさに市全体、地域全体で教育に取り組む社会である。

本年度は、「協働」をキーワードとする第4次総合計画の5年目である。就学前教育、義務教育、さらには生涯学習に至るまで、つながりを意識した取り組みをより一層進め、「次世代を担う人づくり」とともに「みんなで学ぶ社会」を意識した「協働」教育社会の構築をめざす。

II. 重点事項

※ 本プランは、平成32年度を目標年次とした第4次摂津市総合計画のアクションプランと位置付けており、第4次摂津市総合計画に掲げた計画に沿って重点事項を記載しています。

1. 就学前教育の充実

(4-3-5 障害のある人の自立生活が可能にします)

(5-2-1 就学前教育が充実したまちにします)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うためにも、保育所・幼稚園における教育を充実させるとともに、小学校との連携を進め、一貫性のある就学前教育を構築する必要がある。そのために、障害のある子どもに対しての理解と知識を修得し、一貫した相談支援体制と療育の充実を図るとともに、子ども一人ひとりの発達段階をふまえた目標設定による就学前教育を行う。また、保育所・幼稚園と小学校の円滑な接続のため、義務教育に向けた相談活動、職員の人事交流や合同研修を行う。さらに、乳幼児が快適に保育生活を送ることができ、保護者も安心して子どもを預けられるよう、保育所・幼稚園の一体運営に向けた施設整備、公立・私立との情報共有を図るとともに、幼稚園における預かり保育や広場事業を行う。

2. 「生きる力」の育成

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

子どもたちの「生きる力」の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を育み、子どもたちが自ら学び、自ら考えて行動し、より良く問題解決する力を身につける必要がある。小中学校が9年間の一貫性のある義務教育を推進し、発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携のもと、学習意欲の向上と学習習慣の形成、基本的生活習慣の確立を図る。また、いじめ・不登校への対応として教育相談機能や適応指導を充実する。さらに、学校運営の改善や教育水準の向上を図るため学校評価^{*}の適切な実施に取り組む。

3. 支援教育の充実

(5-2-3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします)

ノーマライゼーション^{*}の理念のもとに、義務教育の場において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進するため、個別の教育支援計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。また、教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携などにより、教職員の障害に対する理解を促進するとともに相談活動を充実する。

4. 教職員の育成

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

教職員の年齢構成が変化し、経験の浅い教職員が多数を占める状況となってくることを踏まえ、見通しと計画性を有し、組織的に教育内容と教育方法の充実を図る視点と力量を備えた教職員の育成に努めなければならない。求められる人材を育てる研修プログラムに基づき、総合的な学校づくりを担える人材の育成を図る。

5. 安全安心な学校・地域づくり

(5-2-4 学校園が安全安心で快適なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

幼稚園・小中学校施設の多くが建築後30年を経過しており、子どもたちの安全を確保することはもとより、地域住民の緊急避難場所としての機能を維持する必要がある、耐震化工事の早期完了、老朽化施設の大規模改修及び小学校給食調理場のドライ化改修^{*}工事とともに学習環境の向上を図るため、学校施設の計画的な整備を行う。また、子どもたちを見守る受付員などの充実を図る。

さらに、感染症流行の予防に努め、感染症発生時には保健所等の関係機関との連携により迅速に対応する。

6. 子育て支援の充実

(4-3-6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします)

(4-3-7 ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします)

すべての子どもたちが地域の中でのびのびと健やかに成長できるよう、就労と子育ての両立支援、地域の子育て支援の推進、児童虐待防止体制の充実、親支援・親育ての充実、学童保育室の充実、ひとり親家庭に対する支援により、子育て支援の充実を図る。

7. 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進

(5-1-1 生涯学習活動が活発なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

(5-3-2 郷土の文化を大切にすまちにします)

子どもたちが安全で安心して地域で活動することができ、様々な体験を通して心身ともに元気に育つよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、地域社会の中で子どもたちを育むことをめざす。

また、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって各自の個性や能力を伸ばし、うるおいや生きがいのある人生を送ることができるよう主体的な学習活動を支援し、その成果を豊かな地域づくりや、かおりの高い文化のまちづくりに寄与できる環境づくりを進める。

郷土芸能や生活文化を大切に継承し、市民文化として定着を図り、誰もが気軽に親しむことができるよう市の魅力として発展させていく。

8. 文化・スポーツ活動の活発化

(5-3-1 市民による文化・交流活動が活発なまちにします)

(5-3-3 スポーツ活動が活発なまちにします)

市民の芸術・文化活動を支援し、国内外の様々な都市や地域と市民主体の交流を積極的に進めることにより、個性的な地域文化を創造する必要がある。

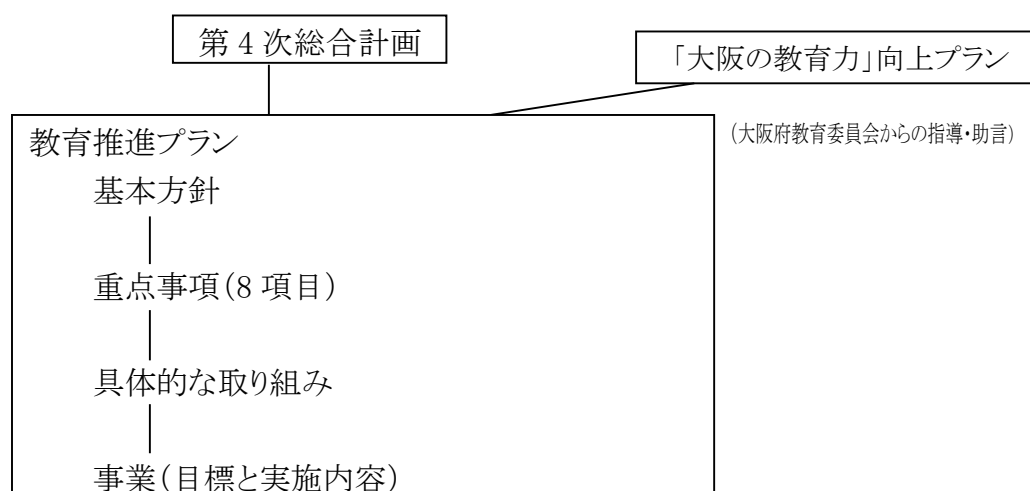
また、日常生活の中で生涯にわたり健康づくりや仲間づくりが進められるよう、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会や場の確保に取り組み、スポーツ活動の振興を図っていく。

※ **学校評価**：学校が目標や取り組みの達成状況を明らかにして、学校運営の改善を図るために行うもの。自ら行う「自己評価」は実施と公表が法律で定められている。さらに「学校関係者評価」や「第三者評価」がある。

※ **ノーマライゼーション**：障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え。

※ **ドライ化改修**：床面を乾いた状態で使用するための改修で、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、衛生管理面の向上や作業環境の改善を図るもの。

Ⅲ.教育推進プランの体系



IV 具体的な取り組み

1. 就学前教育の充実

(1) 就学前教育の充実

①「就学前教育実践の手引き」を活用した教育の推進と小学校への円滑な接続

「就学前教育実践の手引き」を就学前教育に関わる機関が活用し、就学前教育の充実と就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るとともに、保育士、幼稚園教諭の資質向上に努める。

▶就学前教育推進事業・保育所管理運営事業、幼稚園管理運営事業、障害児保育運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・市内 4 保育所、3 幼稚園において各年齢に応じた適切な保育環境、教育環境の充実を図るとともに、職員の資質向上を図る。 ・「就学前教育実践の手引き」を活用し、子どもに「つながる力」「豊かな心」「健やかな体」「学ぶ力」を育む。 ・就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るため、子ども同士の交流や保育士・幼稚園教諭と小学校教諭との交流を図り、情報共有や相互理解を深める。 ・関係機関と連携し、障害のある子ども一人ひとりに応じた支援を行う。 ・子育て総合支援センター遊戯室（旧三宅スポーツセンター体育室）を有効活用した保育を実施する。 ・保護者の保育所、幼稚園評価のアンケートの回収率 90%以上、園運営に対する肯定的な意見 95%以上を目指す。
実施予定内容
・保育所経営計画、幼稚園経営計画に基づき取り組みを進める。 ・就学前教育実践の手引きに記載されている年齢ごとの実践事例の追加を行う。 ・公私立保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を対象に「就学前教育実践の手引き」実践事例発表会、担当年齢グループ別情報交換会を開催する。 ・就学前教育実践懇談会、就学前教育推進検討委員会を開催し、手引きの効果的な活用、保・幼・小の連携した具体的な取り組みについて検討する。 ・保育士、幼稚園教諭の人事交流や合同研修会、園児と児童の交流活動を実施する。 ・幼稚園における預かり保育(午後 2 時から 4 時)を実施する。 ・障害のある子どもや家庭への対応を協議する会議や研修会を開催する。 ・多人数保育や雨天時に園庭が使えない場合などの保育の場として活用する。 ・保護者に対し、アンケート調査実施の目的等を説明し配布、回収する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・就学前教育実践懇談会、就学前教育推進検討委員会を開催したほか、2 月 13 日に「就学前教育の充実と義務教育への円滑な接続」をテーマに研修会、グループワークを開催。 ・就学前教育実践の手引き実践事例の追加、加筆修正について協議。 ・専門知識を有する職員による保育所、幼稚園障害児巡回指導を行った。 ・子育て総合支援センター遊戯室（旧三宅スポーツセンター体育室）改修工事を実施。

②べふこども園の運営

べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かした保育、教育内容の充実を図る。別府地域の子育て支援の拠点としてつどいの広場*（かるがも広場）の充実を図る。

▶こども園*管理運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・ 0 歳児から 5 歳児までの乳幼児が快適に生活できる環境づくりに努める。 ・ べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かし、2 年目を迎える 5 歳児混合クラスの充実を図る。4 歳児についても統一的な年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を作成するほか合同保育、合同活動に取り組む。 ・ つどいの広場（かるがも広場）が地域の子育て支援、交流・相談の場として多くの方に利用されるよう周知を図る。地域子育て支援センターと連携し、別府地域のニーズに応じた親子教室や子育て相談事業を開催する。 ・ 保護者のべふこども園評価のアンケートの回収率 90%以上、園運営に対する肯定的な意見 95%以上を目指す。
実施予定内容
・ こども園職員全員がこども園の目標や課題を共有するため、ミーティングや研修を通して意見交換等を行う。 ・ 5 歳児混合クラスの運営にあたり、職員で構成する混合クラス検討会議、保護者と職員、事務局で構成するつながり会議を定期的で開催する。 ・ つどいの広場（かるがも広場）において親子教室や子育て相談、季節に応じた行事等を開催する。 ・ 保護者に対し、アンケート調査実施の目的等を説明し配布、回収する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・ 混合クラス検討会議を 3 回開催し、平成 26 年度から実施している 5 歳児混合クラスの取り組み内容充実に向けて協議を行っている。 ・ つながり会議を 3 回開催し、保育所、幼稚園双方の保護者の意見を聞き、一体的運営のメリットを生かした保育、教育につなげている。

※ こども園：幼稚園と保育所とが相互に連携し、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する施設。

※ つどいの広場：乳幼児をもつ子育て中の保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で、子育てや育児について語り合うことができる場。

2. 「生きる力」の育成

(1) 学力向上プランの実現

①特色ある教育課程の展開

管理職のリーダーシップのもと、各学校で新学習指導要領の趣旨に即し、児童生徒の実態を考慮した、特色ある教育課程が展開されるよう、適切に管理し、指導を行う。

各校が地域や児童生徒の実態に即した課題を克服し、効果的に教育活動を展開するためには、研究テーマや重点指導事項の設定等、創意工夫による特色ある教育課程を編成し展開していく必要がある。また、地域との信頼関係を進めるために、特色ある取り組みを広く地域・保護者に発信しなければならない。

▶特色ある充実した教育課程の編成

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・学習指導要領の趣旨に基づいた適切な教育課程の編成・実施を行う。 ・学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、主な改善事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図る。
実施予定内容
・教育課程編成・実施状況調査等を活用し指導するとともに、授業時数調査を行い、授業時数確保について管理・指導する。 ・学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、主な改善事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図るため、三島地区において教育課程説明会を実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①教育課程編成・実施状況調査を行い、適切な教育活動の展開を管理・指導し、授業時数確保を行った。 ②新学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、主な改善事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図るため、三島地区において教育課程説明会を実施した。

▶教育環境の整備

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・各小中学校の ICT*環境整備・ICT 教育研修の充実及び支援に努める。
実施予定内容
・学校 ICT 環境整備により導入された、電子黒板、パソコン、デジタルテレビ等教室の学習環境が充実されたことを受け、児童生徒の学びの意欲・関心の向上と校務の効率化を図る。教職員の ICT 教育研修の充実及び支援に努め、研究授業を含めた研修及び担当者会を実施し、推進を図る。 ・ICT 教育の研修を実施し、市内全小中学校で研究授業を行い、校内研究を進める。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・教職員の ICT 教育研修を 1 回、研究授業を 1 回、担当者会を年間 2 回実施した。

※ ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)。パソコンやインターネットの技術。

②授業改善の推進のための研究実践の支援

基礎・基本の確かな定着とともに、それを活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育むことを重視した授業への改善が必要である。各校の「学力向上プラン」の実現のため、進捗状況の確認・指導・助言を行うとともに、教員の授業力向上の支援を行う。

▶特色ある学校づくり推進事業（教育関係団体補助金事業の一部）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・各校の研究授業が平成 25 年度の実施回数（小学校 206 回、中学校 100 回）以上となることをめざす。 ・授業改善の取り組みの核となる教員を育成するため、「せつつ・スクール広場※」の充実を図る。
実施予定内容
・教員の授業力向上を図るための研究授業・研究協議を伴う校内研修開催増を図る。各校での研究授業の実施が、平成 25 年度の実施回数以上となるよう働きかける。 ・本市の課題に応じた一貫性のある教育活動の展開を図るため、また授業改善の取り組みの核となる教員を育成するため「せつつ・スクール広場」を開設し、6 回～8 回の開催をめざす。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①小学校 127 回、中学校 75 回(12 月末)の研究授業を実施した。 ②授業改善の取り組みの核となる教員を育成するために、「せつつスクール広場 授業づくり（国語）」を 7 回（参加人数 19 人）実施した。2 月に研究授業を実施した。

※ **せつつ・スクール広場**：教員の指導力を高めるための研究会。講師（大学教授等）の助言をもとに意見交流やディスカッションなどの相互学習型の研修を行う。
授業づくり、学校づくり、未来（経験年数 2～5 年対象）の 3 部会を開催。

▶摂津市研究学校園補助事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・学力向上に向けた取り組みに成果が期待でき、実践内容が全市的に共有できる学校を「教育課程研究開発校」に委嘱し、その研究を支援する。研究発表会において、摂津市内の教員 50 名以上の参加により成果の共有を図る。
実施予定内容
・教育課程研究開発委嘱校の研究体制や研究計画について指導を行う。 ・研究授業や研究協議の準備から実施に指導主事が関わり、効果的な指導助言を行うことで、授業研究や授業改善の取り組みを促進する。 ・取り組み内容や研究成果を情報発信し、市全体での共有化を図る。また、研究発表会への他校からの積極的な参加体制づくりを進める。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・「教育課程研究開発委嘱校」の、味舌小学校が 12 月 4 日に、味生小学校が 1 月 17 日に、三宅柳田小学校は 2 月 6 日に研究授業や研究実践報告などの発表会を開催した。市内外からそれぞれ 147 人、265 人、89 人の参加があった。 参加者の合計人数は去年の 1.64 倍であった。

▶小中学校教育用コンピューター事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・児童生徒及び教職員のコンピューター活用能力の向上を図る。 ・小中学校において、安定したコンピューター環境を維持する。
実施予定内容
・授業での効果的な活用の研修・研究を行い、指導方法の工夫・改善をすすめる。 ・教職員の実践的な指導力向上を図るため、情報モラルやスキルアップ研修を行う。 ・学習支援や校務支援アプリケーションの研究・検討を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・情報教育研修を 2 回、情報教育担当者会を 1 回行った。

③学力調査の活用

学力向上のためには、子どもたちの実態等に基づいた具体的な取り組みが必要である。学力調査等の分析をもとに、各校の授業改善のための校内研修をはじめとした学力向上の取り組みを支援する。

▶学力向上推進事業・学力向上支援事業・スクール・エンパワーメント推進事業 （旧：学力定着度調査事業）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・既習事項の定着、活用力の育成、国、府、市の調査を活用した一年間の学習活動における PDCA サイクル※の確立、児童生徒や保護者の学習への意欲・関心の向上を図る。 ・学力向上推進懇談会（仮称）を 4 回以上開催し、その協議を経て、摂津の子どもたちの学力・学習状況における課題に正対した取組を検証し、施策に活かす。 ・学力向上支援員、スクール・エンパワーメント支援員を活用して、児童生徒の基礎・基本の学力向上を図る。
実施予定内容
・朝学習の時間や宿題における既習事項の復習と活用力を問う問題の演習を計画的に行い、その質と量を見直す。大阪府教育委員会の「力だめしプリント」や大阪府教育センターの「学習指導ツール」等の活用を促進するとともに、より効率的にプリントを作成するデータベースと提出されたプリントをチェックする補助員をモデル校 2 校に配置する。 ・市独自の定着度調査を小学校 2 年生以上で行い、小学 6 年生と中学 3 年生の全国調査および中学 1・2 年生の大阪府チャレンジテストと併せて、その結果分析を行い、一年を通じた学習の PDCA サイクルを形づくる。 ・リーフレットを作成・配付し、児童生徒や保護者の学習に対する関心・意欲の向上を図る。 ・摂津の子どもたちの学力を考える学識や市民を含む協議会や小中学校学力担当者ワーキング会議を開催し、摂津の学力課題について協議する。 ・小中学校に、学力向上に関するヒアリングを行い、各学力調査の結果分析を受けた各校の「学力向上のための今後の取組み計画」について、指導・助言を行うことで、PDCA サイクルを活用した各校の学力向上の取り組みを推進させる。 ・中学校 5 校に学力向上支援員、中学校 3 校と小学校 3 校にスクール・エンパワーメント支援員を派遣し、児童生徒の学習支援の充実を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ①各調査の結果分析を行い、児童生徒の実態と授業改善の状況、取り組みの方向等について、教育フォーラム等、市民対象の説明会や教職員対象の説明会・研修会をそれぞれ開催した。
- ②各校の学校経営計画等の実施について、各学力調査の結果分析を受けて、より充実した組織的な取り組みとなるよう進捗状況の確認や指導・助言を行った。
- ③10 月以降は、大阪府教育委員会とも連携し、府教委の「力だめしプリント」等を活用した「学力向上のための今後の取り組み計画」について、各校の進捗状況の確認や指導・助言を行った。
- ④中学校 5 校に学力向上支援員、中学校 1 校と小学校 3 校にスクール・エンパワーメント支援員を派遣し、児童生徒の学習支援を行った。

※ PDCA サイクル：計画・実施・評価・改善のサイクルを繰り返し、成果を次の計画に反映させていくシステム。

④使える英語力の向上

小学校の高学年における外国語活動については、指導方法や評価の研究・研修の機会を設け、外国人英語指導助手（「ALT」）や地域人材の効果的な活用等、総合的な取り組みを推進する。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。

▶外国語活動支援事業、国際理解教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ①国際理解教育推進事業
小中学校へ ALT を派遣し、コミュニケーション能力の育成を図る。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。
- ②外国語活動支援事業
小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員を配置し、英語の教科化を見据え、全小学校で ICT 機器を活用し、外国語の音声に児童が慣れ親しむことができるよう授業改善を進め、教員の授業力を向上させるための助言を行う。

実施予定内容

- ①コミュニケーション能力の育成を図るため、ALT を各中学校区に 1 名派遣する。
- ②小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員が全小学校を巡回し、教員の外国語活動の授業力向上を目的とし、外国語活動の授業及び研修の支援を行う。
- ③平成 26 年度英語教育推進リーダー研修受講者が研修講師となり、中核教員を育成する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ①小学校外国語活動担当者会を 2 回開催し、ALT の活用方法や授業づくりのアイデアの交流を行った。
- ②英語科・外国語活動授業づくり研修を 2 回開催し、小・中学校の教員が小学校外国語活動から中学校の英語科への接続を意識した授業づくりについて学んだ。
- ③文部科学省主催の英語教育推進リーダー研修に小学校教員 1 名を派遣し、市内小学校教員の英語指導力向上のための研修講師としての指導技術を磨いた。

（２）問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

①組織的な生徒指導体制

いじめ・不登校に対応し、学校が安心できる場となるよう、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導を充実する。

▶スクールソーシャルワーカー※等活用事業、学校・家庭連携支援事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①スクールソーシャルワーカー等活用事業 週 4 日勤務の非常勤職員を 2 名雇用し、摂津市に根差したスクールソーシャルワーカー事業を展開することで、課題を抱える児童生徒やその家庭の生活基盤の改善を支援する。二人の非常勤職員と、府からの派遣のスクールソーシャルワーカー、学校教育課指導主事とで週 1 回連絡会を行い、情報を共有するとともに、各小中学校の課題を分析し、焦点を絞って戦略的に活動を展開する。学校と福祉機関等の連携を強化する。 （活動時間を H26 年度 1,500 時間→H27 年度：2,784 時間に増加） ②学校・家庭連携支援事業 週 3 日勤務の家庭教育相談員※を中学校区に配置し、子育てに悩みや不安を抱く家庭に対し、家庭訪問等の支援を行う。
実施予定内容
①各学校代表者による不登校対策ワーキング会議を開催する。 昨年度まで市で実施していた不登校対策ワーキング会議を、スクールソーシャルワーカーが中心となり、各中学校区でも実施し、よりきめ細やかな対応を進める。 ②週に 1 回、摂津市スクールソーシャルワーカー連絡会を実施 ③年間 6 回、摂津市スクールソーシャルワーカー協議会を実施 ④家庭教育相談員を拠点小学校に派遣する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①各中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣した。（各中学校区 50 回） 各学校代表者による不登校対応ワーキング会議を開催した。（回数 年 7 回） スクールソーシャルワーカーを中心に、スクールカウンセラー、家庭教育相談員の 3 者連絡会等を開催した。（連絡会回数 2 回） ②家庭教育相談員を小学校（味生・摂津・三宅柳田・鳥飼西・鳥飼東）、各校にのべ 132 日派遣した。

※ スクールソーシャルワーカー：不登校や問題行動等の課題を抱えた子どもに対して、福祉の視点を取り入れた支援方法を用いて課題解決を果たす役割の専門職。（中学校区に 1 名を配置）

※ 家庭教育相談員：不登校や子育て等の悩みや不安を抱く保護者に対して、教員ではない立場で寄り添いながら相談に乗り、支援する摂津市独自の非常勤職員。特に資格はないが、子育てに関わりを持つ地域人材。（中学校区に 1 名となるよう、5 つの小学校を拠点とした配置）

②人権尊重の教育の推進

男女平等教育や国際理解教育等、子どもの発達段階に応じた様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育まなければならない。そのためにも、教職員の人権意識と指導力の向上を図る必要がある。

▶教職員人権問題研修事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・教職員一人ひとりが様々な人権教育課題の解決に向けてその指導力を高めるため、人権教育研修会並びに各校における人権教育研修会を実施し、研修アンケートで「研修内容を自校や学級の取り組みに生かす」という教員からの肯定的回答を 80%とする。
実施予定内容
・教職員一人ひとりが人権及び人権教育に関する正しい知識を深め、様々な人権教育課題の解決に向けてその指導力を高めるため、教職員対象に課題別の人権教育研修会を行う。 ・各学校園においては、実態や課題に応じた校内人権教育研修会を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・経験年数の少ない教職員が増える中、人権問題に関する知識理解、人権感覚を高めるために、摂津市における国際理解教育の現状や、同和問題・部落問題学習、集団づくり等等の課題別研修を行った。 ・教職員対象の人権教育研修会を 8 回開催した。

▶国際理解教育推進事業・日本語指導教育事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①国際理解教育推進事業 小中学校へ摂津市民族講師をはじめとした韓国朝鮮・中国・フィリピン等の社会人講師や大阪大学の留学生を派遣し、言語、遊び、文化等の交流や授業を行い各校の国際理解教育の推進を図る。外国にルーツを持つ児童生徒のアイデンティティを高めるとともに、マイノリティを排除しない多文化共生の人権感覚を持った集団づくりを進める。 ②日本語指導教育事業 中国等海外からの帰国子女及び渡日児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るために、講師を派遣し、日本語指導の充実を図るとともに中国語やタガログ語等の母語指導も行う。日本語指導を必要とする児童生徒の在籍する全ての学校で、個別の指導計画を作成し、一人ひとりの課題に応じた支援を行う。
実施予定内容
①社会人講師等を派遣し、国際理解と多文化共生教育の充実を図る。 ②中国等海外からの帰国子女及び渡日児童生徒の増加に伴い、これらの児童生徒に対する適切な学校教育の機会の確保を図るため、中国語や、タガログ語等の日本語指導講師を各校に派遣し、通訳や母語指導を行う。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ①小中学校 15 校で、国際理解教育の授業を 179 時間、課外子ども会活動を 8 小学校で 338 時間行った。外国人講師をゲストティーチャーとして招く事で学校の国際理解教育を推進し、民族講師による課外活動は、外国にルーツを持つ子どもたちのアイデンティティ形成にも役立った。摂津市民族講師をはじめ、韓国朝鮮・中国・フィリピン等の社会人講師を各校に派遣し、言語、遊び、文化等の交流や授業を行った。
- ②小学校 7 校 18 名、中学校 1 校に 4 名の日本語指導の必要な生徒（中国語・タガログ語・ビサヤ語）が在籍している。各小中学校に児童生徒の状況に合わせて 844 時間、日本語指導講師を派遣し、日本語学習、母語学習を行い、適切な学校教育の機会の確保を図ることができた。

③心を育む教育の推進

すべての子どもが大切にされていることを実感でき、まわりの人も大切にできる意識と態度を育てることは、次代を担う子どもたちの生きる力の基盤となるものである。いじめ・不登校・虐待・問題行動等の課題のある中、その課題解決を図ることはもとより、自尊感情やコミュニケーション力、規範意識や人権意識など社会の一員として自立するための基礎となる力を育む必要がある。そのため、人間基礎教育とも関連させながら教育活動全体を通じて取り組む。

児童生徒が夢や希望を持ち、よりよい社会を築くことをめざす道徳的価値観や道徳的態度、人権感覚や人権意識を養うための研修や情報発信等の支援を行う。

▶道徳教育の充実

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・「道徳の時間」の指導方法の工夫改善を図るため、研修を年間 3 回実施し、うち 1 回を研究授業とする。研修アンケートで「研修内容を自校や学級の取り組みに生かす」という教員からの肯定的回答を 80% とし、読み物教材を活用した「道徳の時間」の授業づくりを推進する。

実施予定内容

- ・全小中学校に配置する道徳の副読本や文部科学省作成の「わたしたちの道徳」、大阪府教育委員会作成の『「大切なところ」を見つめ直して』『「夢や志をはぐくむ教育」等を積極的に活用する。
- ・道徳教育推進教師等を対象に、道徳の時間の授業づくり研修を市で年間 3 回実施し、うち 1 回を研究授業とする。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・全中学校に道徳の副読本を新たに配置するとともに、道徳教育推進教師等の研修を他市から講師を招聘し、市で年間 2 回実施し、小学校において研究授業を 1 回実施した。さらに大阪府の「豊かな人間性をはぐくむ推進事業」や「校内研究支援プロジェクト道徳教育ワーキング」を活用し、道徳教育の校内研修の充実を図った。

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

いじめ・不登校・問題行動等の状況は、その背景が複雑化し、深刻な状況にある。その解決のためには、学校だけでなく、保護者・地域とのつながりをさらに強め、関係機関とも連携して、未然防止・早期対応・再発防止に努めなければならない。学校・家庭・地域・関係機関の協働のもと継続した見守り・支援を行い、すべての子どもの安心・安全を確保する取り組みを進める必要がある。

▶いじめ防止対策推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
いじめは、どの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、『摂津市いじめ防止基本方針』に則った、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを、学校・家庭・地域や関係機関等が連携したオール摂津で推進する。
実施予定内容
①いじめ問題対策委員会 ・いじめ防止のための専門的知見を学校や教育委員会に与える。 ・いじめに関する重大事態が起こった場合、必要な調査機関となる。 ②いじめ問題対策連絡協議会 ・いじめ防止等の関係機関等相互の情報交換と共有化による連携及び協力を図り、学校や教育委員会への助言に当たる。 ③教職員研修 ・いじめや生徒指導に関しての児童生徒理解や一致団結した学校の組織体制構築のための教職員研修を実施する。 ④児童生徒に対してアンケートを毎年実施し、いじめや不安等の早期発見・早期対応に努める。 ⑤携帯・スマホに関する情報モラルについての授業や教職員研修を毎年実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①いじめ問題対策委員会を、7 月と 2 月の 2 回開催（予定）した。 ②いじめ問題対策連絡協議会を、年 6 回開催（予定）した。 ③生徒指導に関する教職員研修を年 1 回行った。 ④アンケートを全校 9 月に「2 学期グッドスタート・アンケート」として実施した。 ⑤情報モラルに関する授業を 4 回、教職員研修を 2 回行った。

▶教育相談事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・児童生徒・保護者が安心して相談できる体制を充実させる。
実施予定内容
・全小中学校にスクールカウンセラーを配置する。 ・教育全般に関する相談窓口を教育センターに設置する。 ・教育センターパンフレットを作成し、教育全般に関する相談窓口について広く周知する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・全小中学校にスクールカウンセラーを配置した。
（相談件数 3,000 件）
- ・教育や子育てに関する相談窓口を教育センターに設置した。
（相談件数 1,500 件）
- ・不登校や学校生活等の相談を受けるとともに、必要に応じて学校と連携しながら早期に支援することで、相談者が安心して学校生活を送ることができた。
- ・小中学校からの相談やケース会議への参加要請が増加しており、臨床心理等専門家のニーズが高い。

▶適応指導教室事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・パル（適応指導教室）※の体制整備を行い、児童生徒・保護者、学校のニーズに応じた支援を充実させる。

実施予定内容

- ・さわやかフレンド（学生ボランティア）を派遣し、不登校の児童・生徒への支援を行う。
- ・研究所加配教員が学校巡回を行い、不登校の未然防止や早期対応のために学校や関係機関との連携を図る。
- ・教育センターにおいてソーシャルスキルトレーニングを実施する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・さわやかフレンド（学生ボランティア）を派遣するなどし、児童生徒・保護者、学校のニーズに応じた支援を行った。
- ・不登校対応等に関する職員研修の充実を図った。（年 3 回）
- ・不登校対策ワーキング会議を年 8 回実施し、市の不登校の現状把握と中学校区での組織的な取り組みについて、共有化が進んだ。

※ パル（適応指導教室）：不登校や登校しぶりなどの課題のある児童生徒に対し、体験活動や自主活動などを通じて、児童生徒の「心の居場所」となることを目的に教育センター内に開設している教室。

▶進路選択支援事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・子どもたちが家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめることのないよう、進路選択に向けた支援を行う。

実施予定内容

- ・相談日 月から金（水を除く）9：00～17：00
また、第 1 金曜 19：00 まで 第 2 土曜 10：00～12：00 に相談を実施する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・ 中学 3 年生の全生徒に奨学金や相談窓口に関するパンフレットを配付した。
- ・ 内容によっては関係機関とも連携しながら、相談ケースに対応した。
- ・ 市内の全中学校に出張し、相談窓口を設けて相談対応を実施した。

（３）学校評価※の適切な実施

①学校評価の充実

地域に根ざした学校づくりのためには、学校が教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすとともに、説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要である。そのため、各校は学校評価を行いその結果を公表する。

▶学校評価の充実

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・ すべての幼稚園・保育所と小中学校が学校経営計画に基づいた学校評価（自己評価）を実施する。また、すべての小中学校が関係者評価を実施するよう指導助言を行う。

実施予定内容

- ・ 全小中学校・幼稚園・保育所は平成 27 年 3 月までに作成した「平成 27 年度学校経営計画」に基づき校園所の運営を行う。
- ・ 12 月より学校教育自己診断や、各種アンケート調査、総括会議などに基づき自己評価を行う。
- ・ 自己評価の妥当性について、学校協議会※等を活用した関係者評価を実施し、その結果を公表する。
- ・ 自己評価の資料としている学校教育自己診断の項目については見直しを行い、より有効な質問項目へ改訂する。また、自己評価結果を地域住民へ分かりやすく公表するため、学校便りやホームページ以外の発信のあり方について研究し、学校と地域の連携強化を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・ すべての小中学校・幼稚園・保育所が学校経営計画に基づいた、自己評価を実施した。
- ・ 26 年度の自己評価・学校関係者評価※をもとに 27 年度の学校経営計画を作成した。

※ **学校評価**：学校が目標や取り組みの達成状況を明らかにして、学校運営の改善を図るために行うもの。自ら行う「自己評価」は実施と公表が法律で定められている。さらに「学校関係者評価」や「第三者評価」がある。

※ **学校協議会**：保護者や地域住民の声を学校運営に反映し、また校長の求めに応じて、保護者・地域住民・有識者等が様々な観点から意見交換や提言を行う組織。校長が委員を委嘱し、年間を通じて計画的に会議や行事参観等を行っている。

※ **学校関係者評価**：保護者・地域住民等の学校関係者で構成される評価委員会（たとえば学識を加えた学校協議会等）が、学校の自己評価の結果について評価するもの。

②学校協議会の積極的運営

開かれた学校づくりのためには、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させる必要がある。学校協議会を積極的に運営し、保護者や地域住民等による多様な観点からの意見交換を行うことにより、地域からの信頼の構築と教育活動の改善をめざす。

▶学校協議会の積極的な運営と効果的な活用

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・学校協議会の充実のため、協議員の増員と協議会を年間 4 回以上開催し開催回数の増加をめざす。また、協議会の開催間に各協議員との個別協議を行うなど、協議会のより有効な運営について研究する。さらに学校協議会を活用した学校関係者評価の実施について実践交流を行う。
実施予定内容
・各校年間 3 回以上の学校協議会を開催し、学校経営計画や学校自己診断等の学校運営に関する内容について協議する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・各校年間 2 回以上の学校協議会を開催した。

（４）小中一貫教育の推進

① 9 年間を見通した系統性のある教育活動の推進

義務教育修了時点で、社会において自立して生きる力を育むためには、9 年間の義務教育を一貫した目標のもとで計画的に行う必要がある。教科指導、生徒指導を柱とした教育活動を系統的に推進する。

▶小中一貫教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・連携型小中一貫教育推進のため、「摂津市小中一貫教育推進協議会」を 4 回開催する。 ・各中学ブロックの取り組みを推進するため、中学校区合同研修会を 1 回以上開催する。 ・各中学ブロックの取り組みを市全体で共有するため、市全体研修会を 1 回開催する。 ・小学校と中学校の教職員が、校区のめざす子ども像の実現に向けた協働関係を構築し、小学生 6 年生向けの体験授業やクラブ体験を実施するなど、「中 1 ギャップ」の解消を目指す取り組みを全中学校区で行う。
実施予定内容
・摂津市小中一貫教育推進協議会（大学教授、各小中学校代表、教育委員会事務局で構成）を開催し、年度目標や具体的な取り組みについて協議する。 ・中学ブロック小中一貫教育推進会議が夏季合同研修を企画し、「めざす子ども像」実現のための一貫性のある生活指導、教科指導等について研究を深め、実践へとつなげる。 ・夏季教職員フォーラムを開催し、各中学ブロックの取り組みを全体共有するとともに、効果のある取り組みの拡大を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・摂津市小中一貫教育推進協議会（大学教授、各小中学校代表、教育委員会事務局で構成）を 4 回開催し、中学ブロックでの取り組みについて協議を行った。
- ・夏季合同研修の持ち方や就学前教育との連携について協議を行った。また、児童間・生徒間の人間関係づくりを促進するためのジュニアハートプログラム※の取り組みについても協議を行った。
- ・「キャリア教育全体計画」策定に向けて、各校の教育内容を交流し、中学校区の計画作成を協議した。（平成 27 年度策定予定）

※ ジュニアハートプログラム：レクリエーションの要素を取り入れた人間関係づくりのトレーニング。お互いを尊重し協力し合いながら課題を達成していく。Human Relation Training の頭文字 HRT（ハート）の略。

②中学校区の児童生徒間の人間関係の構築

生きる力を育む上で、基盤となるのは「つながる力」である。安心と信頼、意欲を生み出す人間関係づくりを推進し、柔軟で効果的な教育の実現をめざす。

▶小中一貫教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・すべての中学の 1 年生を対象とした「ハートプログラム」を 1 学期に実施し、2 つの小学校から中学校へ進学した生徒が互いに支えあえる人間関係づくりを進める。
- ・教員対象アンケートを実施し、「プログラムが、学級集団づくりのために有効であった」という項目で 90%以上の肯定的回答を得る。

実施予定内容

- ・中学 1 年生の学級づくりの時期に「ハートプログラム」を実施し、人間関係の基本となるコミュニケーションのあり方を体験的に理解させることで、生徒同士の良好な人間関係を促進する。
- ・部活動体験・授業体験といった部分的な「中学校体験」ではなく、登校から下校までを中学校で過ごす「乗り入れスクール※」の全中学校区での実施をめざす。また、「乗り入れスクール」の複数日実施や中学校教員の授業の拡大などの内容の充実を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ①全中学校区で、中学 1 年生を対象に中学校区の目標に合わせたジュニアハートプログラムを実施した。
- ②中学校部活動体験・授業体験といった「ミニ乗り入れスクール」を全中学校区で実施予定である。

※ 乗り入れスクール：小学校 6 年生が進学先の中学校へ登校し、1 日過ごす「中学校体験」。6 年生の担任が小学校の授業を行うが、中学校の教員による体験授業や中学生との交流、施設見学も行う。

(5) 家庭学習習慣の定着と学習意欲の向上

①学習習慣の定着と学習意欲の向上

すべての子どもたちに「確かな学力」を育むことをめざし、学習習慣の確立や学習意欲の向上のための支援をする。

▶学習サポーター※派遣事業、学校読書活動推進サポーター配置事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・学習サポーターを、小中学校に年間 4000 時間派遣し、児童生徒の意欲・関心を高め、学習習慣の定着を図る。 ・学校読書活動推進サポーターを配置し、児童生徒の読書習慣の定着と読書量の増加を図る。 ・小学生に読書ノートを配付し児童の読書意欲の向上を図る。
実施予定内容
・小中学校の授業中に学習サポーターを派遣し、児童生徒の支援に当たる。 ・市内全小中学校で放課後学習室を開催する。土曜しゅくだい広場※を学期中の毎週土曜日に教育センターと市内南地区の 2 か所で開催する。 ・全小中学校に学校読書活動推進サポーターを配置し、学校図書館の環境を整え、児童生徒が読書に親しむ態度を育み、子どもの自主的な読書活動を推進する。 図書館だよりの発行など情報発信を積極的に行い、保護者と連携した読書推進の取り組みを進める。 ・読書ノートを作成し、全小学生に配付する。
平成 26 年度実施内容（中間評価） ①放課後しゅくだい広場：開催回数：272 回、参加児童：4,448 人 ②授業支援のための学習サポーター派遣： 3,837 時間 ③土曜しゅくだい広場：20 回実施。参加児童 447 人 ④図書館利用人数：152,474 人、貸出冊数：149,438 冊。（12 月現在）

※ **学習サポーター**：子どもたちの学習活動を支援するために派遣している有償ボランティア。退職教員、地域人材、学生などが中心。

※ **土曜しゅくだい広場**：小学校 3～6 年生の自学自習力の育成や学習習慣の定着を図るため、学期中の土曜日の午前中、市内の 2 か所で開催している。子どもたちの宿題や自習活動を学習サポーターが支援している。

▶学校図書館の蔵書冊数の充実（小・中学校管理運営事業の一部）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・平成 27 年度から 3 カ年で全小中学校の学校図書館の蔵書冊数を拡充し、学校図書館図書標準（国が定めた学校規模に応じた蔵書冊数の整備目標）を達成する。
実施予定内容
・学校図書購入費を増額し、蔵書冊数を拡充する。 （新規購入冊数を、約 5,000 冊から約 9,000 冊に拡充）

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・小学校で 3,566 冊、中学校で 1,690 冊の図書を購入した。

（６）体力の向上と積極的な情報発信

①学校 Web サイトの充実

学校が家庭・地域と情報の共有を図るには、学校だよりや学年だより等の配付物に加え、魅力的な学校 Web サイトを作成し情報を発信する必要がある。また、学校の取り組みへの興味・関心を高めるため、短いスパンでの定期的な更新が望まれる。

▶学校 Web サイトの充実

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・各校の「学校 Web サイト」をさらに充実させ、学校生活の様々な情報の発信が効果的にできるよう、月に 1 回の更新を行う。
実施予定内容
・Web サイトが充実している学校の体制や更新システムを全市的に拡大できるよう、情報の共有を図る。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・学校 Web サイトの活用について担当者会を実施した。 ・各校月 1 回以上の Web サイト更新を行った。

②運動習慣を含めた基本的な生活習慣の確立

人間の活動の源となる体力の向上には、子どもの運動機会の増加と生活習慣の改善が必要である。子どもたちの健康と体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進のための基礎を培う支援を行う。

▶全国体力・運動能力・運動習慣等調査値

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・全国体力・運動能力調査等により、児童生徒の運動習慣・生活習慣の実態を把握し、体力・運動能力向上の土台となる生活習慣や食生活習慣の向上を図る。
実施予定内容
・児童生徒の運動能力向上と運動習慣定着のための工夫ある取り組みを行う。 ・中学校給食の導入に伴い、栄養教諭とも連携し、全小中学校で、「食に関する指導の全体計画」に基づいた教育活動全体での食育の推進を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）
・小中学校で、マラソン大会やなわとび週間、ミニオリンピック等、運動能力向上と運動習慣定着のための取り組みを行った。 ・食育担当者会、栄養教諭と連携した研究授業を実施し、各校で食習慣の改善につながる取り組みを行った。

③運動意欲の向上

生涯を通じて運動に親しむ資質や能力を身につけるための取り組みの支援を行う。

▶学校部活動等助成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・部活動振興相談員*が各中学校及び保護者会・地域懇談会等へ 100 回訪問する。部活動の実態や保護者の思い等を集約し、合同部活動の在り方や部活動の運営の指針等を検証・アドバイスする。 ・魅力ある部活動展開のため、専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。
実施予定内容
・部活動振興相談員が各中学校を訪問し、特に経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行う。また、各校の部活動の所属人数や顧問の指導経験、運営上の課題など聴き取り、部活動の実態把握を行う。 ・専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・部活動振興相談員が各中学校を訪問し、特に経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行った。また、各校の部活動の所属人数や顧問の指導経験、運営上の課題など聴き取り、部活動の実態把握を行った。（計 174 回訪問） ・中学校部活動指導者を 12 人、体育系クラブに 152 回派遣した。

※ 部活動振興相談員：本市の中学校部活動の実態や課題を把握し、合同部活動や拠点校方式部活動なども含めた今後の部活動のあり方についてまとめるために配置している。相談員は、経験の浅い教員の部活動運営に関する相談や指導も行っている。（教育指導嘱託員、退職校長 1 名）

④学校体育の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、学校体育の充実に取り組む。

▶全国体力・運動能力・運動習慣等調査値

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・調査結果の分析を活用し、学校体育の充実を図る。
実施予定内容
・小学校 5 年生、中学校 2 年生の児童生徒対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、（平成 27 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査は悉皆*）結果分析を行い発信する。 ・児童生徒がより一層運動に親しむ機会を設けるとともに、運動やスポーツの楽しさ、充実感・達成感を感じさせる体育科の研修や担当者会を行い、授業改善に取り組む。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校 5 年生、中学校 2 年生）を実施した。中学校女子では大きな改善が見られた。
- ・2 小学校が、摂津高校で体力・運動能力調査を行った。
- ・小中体育の研修を 2 回、体力向上担当者会を 2 回実施した。

※ 悉皆（しっかい）：事象を全体にわたって漏れなく、また重複することなく実施すること。

⑤積極的な情報の発信

学校が家庭・地域との協働の取り組みを推進するためには、情報の共有と相互の発信により信頼関係を築く必要がある。そのためにも学校の取組みを学校だよりや学校 Web サイトなどにおいて継続的に発信する。

▶特色ある学校づくり推進事業（教育関係団体補助金事業の一部）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・市民が学校園の特色ある取り組みについて理解できるよう、Web サイトでの紹介や教育フォーラムでの実践報告をおこなう。

実施予定内容

- ・幼稚園・小中学校が特別支援教育や学力向上などの特色ある取り組みを充実させるよう支援する。
- ・各校が教育課題に沿った研究テーマを設定し、研究授業を伴う校内研修の体制を充実するよう指導する。また、研究内容やユニークな取り組みを市内学校で共有されるよう Web サイトや教育フォーラムなどで発信するよう指導する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・今年度は広報紙「広報せつつ」に教育委員会事務局の取り組み等も発信したため、「学校の特色発見」を 5 校分掲載した。
- ・教育フォーラムにおいて、1 校の実践報告をおこなった。

3. 支援教育の充実

(1) 支援教育の充実

①教員の指導力の向上と個に応じた指導の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の取り組みを継承・発展させるために、支援学級担任等、教職員の専門知識や指導技術の向上を図るための研修を積極的に行う必要がある。教職員が障害のある子どもたち一人ひとりの障害特性を理解するとともに教育的ニーズを把握し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することで効果的な指導や支援の充実をめざす。

▶特別支援教育推進事業・研修事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①支援学級の構造化や具体的支援の充実を図る。 ②各校の支援教育の充実を図る。
実施予定内容
①特別支援教育推進事業 発達障害や自閉症に関する支援について、教職員研修を 5 回以上開催する。 支援教育相談員の巡回相談及び巡回指導を実施し、種別に応じた支援の在り方について指導助言する。 ②研修事業 支援学級担任等、支援教育担当教員の資質向上及び各校の支援教育の充実のために特別支援教育コーディネーター研修を 5 回以上開催する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①特別支援教育に関わる研修会を 10 回開催した。 ②特別支援教育コーディネーター研修会を 5 回開催した。 支援学級での指導経験の浅い教員が研修に参加し、児童生徒の状況に応じた環境づくりや自立課題づくりについて学び、理解を深めることができた。ワークシートと自立課題作りの研修を行い、参加者がすぐに授業に活かせる内容であるとの声があり、児童生徒の支援に活かすことができている。

▶非常勤職員等雇用事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・重度重複障害のある児童生徒の社会的自立や学力向上を図る。
実施予定内容
・障害児指導員、障害児等支援員※を合わせて 22 名配置し、支援学級担任とともに重度重複障害児童生徒の介助・支援を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・障害児指導員は、市内 3 小学校に 5 名配置。障害児等支援員は市内 7 小学校に 13 名、中学校に 3 名配置。重度重複障害児の介助等、学校全体の支援教育体制に寄与し、児童生徒の学力の向上、社会的自立に向けて教育効果を上げることができた。

※ 障害児指導員・障害児等支援員：重度重複障害児童生徒が在籍する学校に配置し、対象児童生徒の生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行う非常勤職員。

②早期からの一貫性のある指導の実現

就学前の障害のある幼児にとって、早期から一人ひとりのニーズに応じて必要な支援を行うことは、その後の学校生活をはじめ、将来の自立や社会参加に大きな効果がある。

「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の推進に向け、児童発達支援センター（旧障害児童センター）等とも連携し、幼稚園や保育所等での適切な支援のあり方についての理解・啓発を図る。

▶特別支援教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①配慮を要する児童生徒の支援を行うため、視覚支援など支援教育体制の充実や、個別の支援方法、保護者に対する教育相談の方法など、課題に応じた巡回相談を行う。 ②特別支援教育サポート委員会を開催し、市内全体の支援教育に関する情報共有や課題について検討する。
実施予定内容
①巡回相談 研修相談支援室、府立支援学校、通級指導教室担当、教育支援課等で構成したスタッフによる各校への巡回相談を 70 回実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援法についての助言を行う。 ②サポート委員会の設置 教育委員会、校園長会、通級指導教室、家庭児童相談室など、障害に関しての専門的知識や経験を有する者で構成する特別支援教育サポート委員会を定期的に開催し、市全体の支援教育における情報の共有と各校の取り組みへの支援やアドバイスを行う。また、ワーキング会議において、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」のさらなる活用について協議を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①研修相談支援室、府立支援学校、通級指導教室担当等で構成したスタッフによる巡回相談を 40 回実施した。支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍している支援が必要な幼児・児童・生徒について、子ども理解や指導法に関して教員が指導や助言を受け、ユニバーサルデザインの授業づくりについての理解が進んだ。 ②特別支援教育サポート委員会を学期に 1 回定期的に開催し、市内全体の支援教育に関する情報共有や課題について検討した。

（２）義務教育就学の支援

①相談体制の整備

教職員や保護者の様々なニーズに即応するために、支援教育関係機関や障害に関する専門機関、専門的知識を有する者による各小中学校、幼稚園、保育所等への相談体制を構築し、年間を通して相談活動を継続していく必要がある。そのため、巡回相談を実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う。また、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の充実を図る中で、本人や保護者に対して、小学校就学に関する適切で多様な情報が提供できるよう相談体制を整備するとともに、本人の教育的ニーズや保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を行う。

▶就学児指導事業、特別支援教育推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①就学児指導事業 支援学級への入級や支援学校進学等について適切な助言を行う。 ②特別支援教育推進事業 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援法についての助言を行う。
実施予定内容
①医師、教育委員会指導主事、教育支援課、こども教育課、支援教育担当教員等で構成する教育支援会議を 10 回開催する。また、支援学級入級や支援学校の入学に向けて、保護者を対象とした就学に関する教育相談を行う。 ②研修相談室、府立支援学校、教育支援課、こども教育課、支援教育担当教員で構成したスタッフによる各校への巡回相談を 70 回実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
①教育支援会議を 10 回開催し、対象児童生徒の現在の学級園での実態を把握し、協議することができた。 ②巡回相談を実施し、通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を活かした支援について教員が助言を受け、実践することができた。

（３）学校施設の整備

①学校施設の充実

誰もが快適に利用できるように、学校施設のバリアフリー化を進める。

▶小・中学校耐震補強等事業・小・中学校施設運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・すべての人が学校施設を快適に利用できるように、段差の解消や手すり等の整備を行う。 ・各学校のトイレ 1 か所に 1 器以上の洋式トイレを設置するよう、順次改修する。
実施予定内容
・鳥飼小学校、第一中学校、第二中学校、第四中学校の耐震補強工事と併せて、トイレ改修を実施する。 ・味生小学校、第三中学校、第五中学校に洋式トイレを設置する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・摂津小学校の正面玄関前のスロープを改修した。 ・鳥飼小学校、千里丘小学校、鳥飼東小学校、第一中学校、第三中学校、第五中学校に洋式トイレを設置し、全小中学校の各階に 1 器以上の洋式トイレを設置した。

4. 教職員の育成

(1) 教職員の授業力の向上

①実践的な専門性の向上

教職員の指導・育成については、学校と十分協議をし、大阪府教育委員会と連携する。また、教育活動の効果的な展開のためには、保護者や地域住民との信頼関係の構築が必要不可欠であり、教職員には常識・教養・礼儀作法をはじめとする人格的資質が求められる。同時に、学校教育を通して家庭や地域に働きかけ、保護者や地域住民との相互連携を構築できるコーディネート力などの社会性の向上が求められている。教職員の世代交代が急速に進む中、教職経験の浅い教員を意図的・計画的に育成することが必要である。

学校教育相談員※の巡回指導を実施し、組織的・継続的に取り組む。

▶学校教育相談員配置事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・経験の浅い教職員の資質向上を図り、授業力・学級経営力の向上をめざす。
実施予定内容
・指導主事・学校教育相談員の巡回指導を年間 400 回以上実施し、きめ細やかな指導を行い、教員としての基礎的素養・授業力・学級経営力・生徒指導力などの向上を図る。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・指導主事・学校教育相談員が巡回指導を 597 回（12 月末現在）実施し、経験の浅い教員を対象としてきめ細やかな指導を行い、授業力・学級経営力・生徒指導力などの向上を図った。「授業づくり」「学級づくり」「こども理解・生徒指導」「教員としての基礎的素養」の 4 項目での初任者の自己評価結果からは「授業づくり」「学級づくり」「こども理解・生徒指導」の項目については成長が見られた。

※ 学校教育相談員：経験の浅い教員の授業、学級経営、生活指導などについての助言を行うため、市内各校への巡回指導を行っている。

▶研修事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
①教職員の指導力の向上を図る。 ②教職員のコーディネート力やコミュニケーション力等社会性の向上を図る。
実施予定内容
①教職員の指導力向上を図るための研修（10 年経験者研修・初任者研修・2 年目研修・3 年目研修等）を行う。また、専門的な知識や技能の習得を図る課題別研修や授業力向上研修を行い、さらに授業改善を図る。 ②経験の浅い教職員を対象とした接遇研修や服務研修、社会体験研修、人間関係トレーニング研修の実施、防災教育や協働教育等の教職員研修を実施し、指導能力やコミュニケーション能力の向上を図る。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・教職員の指導力向上を図るための研修（10 年経験者研修・初任者研修・2 年目研修・授業づくり研修・学力向上推進研修・保健体育研修・情報教育研修等）を行った。また、研究授業・協議など授業改善に向けた理科授業づくり研修後の感想からは「他の単元や教科でも活かせる事も多かった。」「今後、他の教科にも広げて実践的な研修をしてほしい。」といった感想が見られ、授業の改善へとつながった。

② 計画的な人材育成の推進

様々な教育課題に対応するためには、教職員が情報と目標を共有し、組織的に対応していくことが必要である。各校が特色を生かし、チーム力を最大限に発揮できる組織を作るために、校長・教頭のマネジメント力を一層高める研修の再構築が必要である。

また、校長のリーダーシップのもと、教職員全体が取り組む組織的な学校運営のためには、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・教頭のもとで組織的な運営を担うスクールリーダーが必要であり、その育成を図ることが重要である。

▶特色ある学校づくり推進事業（教育関係団体補助金事業の一部）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・管理職のリーダーシップと組織マネジメント力の向上のため、教育課題に沿った管理職研修会を 4 回開催する。 ・スクールリーダー育成のため、討議やグループワークも用いた相互学習的な実践研修会を実施する。 ・経験の浅い教職員の資質・能力を向上させるための研修を企画・実施する。
実施予定内容
・大学教授や弁護士等を講師として招聘した研修、管理職のプレゼンテーション力の向上を図る研修等を計画・実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・大学教授を講師として招聘し、リスクマネジメントに関する研修及び教員育成を主とした学校マネジメント全般に関する研修を実施した。また、学力向上をテーマに、学校づくりについての考えをプレゼンテーション形式で発表する研修を実施した。講義形式及び発表形式による研修を通し、管理職の学校マネジメントに関する見識を深めることができた。（4 回実施 達成度 100.0%）

5. 安全安心な学校・地域づくり

(1) 安全安心な学校・地域づくり

① 教育環境の整備（学校施設の計画的な整備）

小中学校校舎の耐震設計及び耐震化工事の早期完了をめざすとともに、学校施設の多くが建築後 30 年以上を経過していることから、老朽化した施設の大規模改修を計画的に進め、安全安心で快適な学習環境の整備を図り、適正な施設の維持保全に努める。また、避難所となる体育館内部の窓ガラスや照明器具などの非構造部材の落下防止等を順次行う。さらに、環境負荷の低減や自然との共生を図りつつ、快適な教育環境を整備する。

▶ 小・中学校耐震補強等事業・小学校施設改修事業・小・中学校施設運営事業

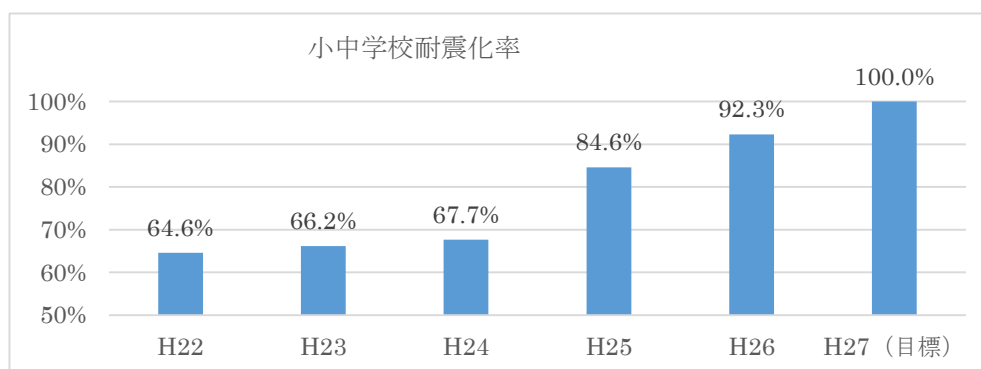
事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・国が示す耐震基準を満たしていない学校の耐震補強工事と併せて、劣化に伴う外壁や屋上防水等を実施する。
- ・内部非構造部材耐震対策として、つり天井の落下防止対策を実施する。また、学校体育館の照明器具などの落下防止のための補強を順次行う。
- ・施設内の照明器具など取替え改修が必要な場合には、順次 LED 照明に取替える。

実施予定内容

○耐震補強等事業

- ・鳥飼小学校(校舎 1 棟)、第一中学校(校舎 2 棟)、第二中学校(校舎 1 棟)、第四中学校(校舎 1 棟)の耐震補強工事と併せて、劣化に伴う外壁や屋上防水等を実施する。



○その他事業

- ・別府小学校(校舎)の大規模改修工事を実施する。
- ・三宅柳田小学校多目的ホールの天井部についての落下防止のための改修工事を行う。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・摂津小学校(校舎 2 棟)、第三中学校(校舎 2 棟)、第四中学校(校舎 1 棟)の耐震補強工事が完了し、小中学校耐震化率 92.3%となった。
- ・鳥飼小学校(校舎 1 棟)、第一中学校(校舎 2 棟)、第二中学校(校舎 1 棟)、第四中学校(校舎 1 棟)の耐震補強工事と劣化に伴う大規模改修工事の実施設計、及び別府小学校(校舎)の大規模改修工事の実施設計が完了した。

②登下校時等の安全確保

登下校時における子どもたちの安全確保については、学校・保護者、教育委員会、関係機関の連携をはじめ、地域ボランティアとの協力体制が不可欠である。小学校（幼稚園）に配置している受付員やスクールガード・リーダー※の派遣を中心に地域と一体となった見守り体制を構築する。

※ スクールガード・リーダー：学校や通学路での巡回指導を行うことで、危険個所の把握や改善、児童生徒への安全啓発の中心となる指導員。（警察官OB1名を配置）

▶安全対策事業

事業概要・めざす目標（平成27年度）
・不審者侵入を防止するとともに、子どもたちの見守りを行い、市立学校園での不審者侵入事案を0件とする。 ・青色パトロールカーでの市内パトロールを行う。 ・市立幼稚園・小学校の校門に受付員を配置する。 ・中学校の校門にカメラ付きインターホンを設置するとともに、自動ロック化を行う。
実施予定内容
・市立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置する。 ・受付業務の改善、受付員の情報共有のため、研修会を実施する。 ・第一・第二中学校の校門にカメラ付きインターホンを設置するとともに、自動ロック化を行う。
平成26年度実施内容（中間評価）
・青色パトロールカーでの市内パトロールを行った。 ・市立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置した。 ・第三・第四・第五中学校の正門にカメラ付きインターホンを設置するとともに、自動ロック化を行った。 ・市立学校園への不審者侵入事案はなかった。

▶スクールガード・リーダー配置事業

事業概要・めざす目標（平成27年度）
・不審者事案を抑制するため、警察官OBを地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として配置し、危険箇所の把握とその改善に努める。 ・学校と地域が一体となった見守りシステムを構築するため、スクールガード・リーダーが子どもの安全見守り隊等の地域ボランティアとの協力体制を確立する。
実施予定内容
・警察官OBを地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として配置、週2日程度の巡回により、危険箇所の把握とその改善、児童生徒への安全啓発を行う。 ・スクールガード・リーダーは、児童生徒の登下校の時間帯に各小学校区を巡回し、子ども安全見守り隊等地域ボランティアへの助言を行う。 ・スクールガード・リーダーは、毎回の活動後、巡回時の様子を学校教育課指導主事に報告し、きめ細やかな情報の連携を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・警察官 0B のスクールガード・リーダーが、児童生徒の登下校の時間帯に各小学校区を巡回することで、危険箇所の把握とその改善、児童生徒への安全啓発、また子ども安全見守り隊等地域ボランティアへの助言を行い、地域ぐるみの安全対策を推進することができた。
- ・児童生徒の気になる情報や不審者情報に対して学校や市教委と連携し、早期対応を図ることができた。

▶小中学校通学区事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・通学時の交通安全を確保するため、シルバー人材センターに委託して、交通専従員の配置を行う。
- ・危険箇所の把握に努めるとともに、その改善を図る。
- ・通学路安全対策指針（通学路交通安全プログラム）の策定を行い、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進する。

実施予定内容

- ・通学路安全対策指針（通学路交通安全プログラム）の策定を行う。
- ・信号のない交差点など 19 箇所に交通専従員の配置を継続して行う。
- ・道路管理者や警察署など関係機関と連携をして、危険箇所の対応方法を継続して協議を行う。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・通学時の交通安全を確保するため、シルバー人材センターに委託して、信号のない交差点など 19 箇所に交通専従員の配置を行った。
- ・通学路安全対策指針（通学路交通安全プログラム）の作成を行うため、子ども・子育て会議に部会を設置し、検討を行った。
- ・道路管理者、警察署と連携して危険箇所の対応を協議するとともに、全小中学校の訪問を行って情報や意見の交換を行った。柵の移設による歩道幅の拡大や路面標示の更新などにより安全対策を進めることができた。

③地域による見守り体制の充実

放課後の居場所づくりとして実施してきており、児童が参加したいと感じるよう内容の充実を図る。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶放課後子ども教室推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・全小学校での活動内容の充実と、開催場所等を検討し魅力ある「わくわく広場」を目標に登録者の割合の増加をめざす（平成 25 年度 40.2%、平成 26 年度 42.3%）。
- ・テーマを決めたプログラムの実施を検討する。

実施予定内容
・放課後こども教室実行委員会、わくわく広場リーダー会議を開催し、各校区の取り組み状況について情報交換を行う。 ・わくわく広場指導員を対象に研修会を開催し、指導にあたっての留意点や安全管理について情報交換等を行う。 ・児童センターとの連携等により、新たなプログラムの提供に努める。 ・指導員としてより多くの方に登録してもらえるような方策を検討する。 ・国の示す「放課後子ども総合プラン」の対応を検討する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・放課後こども教室実行委員会を 2 回、わくわく広場リーダー会議を 4 回開催した。指導員の固定化などの課題やさらに安全な居場所づくりに向けての取組みを議論した。 ・児童センターの移動児童館事業とタイアップして新たな遊びの提供を行った。 ・小学校保護者・公民館等に指導員募集のチラシを配布し、人材の登録につながった。

▶地域子ども安全安心事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・地域や企業等の協力を得て「こども 110 番運動」「子どもの安全見まもり隊」のさらなる活動の充実を図る。
- ・地域防犯研修会をはじめ、子どもの安全対策に取り組む各種団体の横の連携の充実を図る。

実施予定内容

- ・市内で子どもの安全対策にご協力いただいている子どもの安全見まもり隊や交通専従員、セーフティパトロール隊の方を対象とした地域防犯研究会を開催する。
- ・各小学校区で「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと「こども 110 番の家」「こども 110 番の車」「子どもの安全見まもり隊」の活動への参画を呼びかける。

【こども 110 番運動協力件数】

区 分	H23	H24	H25
こども 110 番の家 協力件数	1,562 件	1,566 件	1,562 件
こども 110 番の車 登録数	373 台	399 台	399 台

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・子ども子育て会議に通学路安全対策指針策定の部会を設置し、関係機関で議論を行った。
- ・継続してこども 110 番運動、子どもの安全見守り隊の充実に取り組み、P T A協議会などと連携して、地域における見守り活動を支援した。
- ・地域防犯研修会を開催し、市内の犯罪発生状況や地域全体が安全の意識を高めることの必要性についての説明を受けた。40 名が参加し、アンケートでは「今後もこのような機会があれば参加したい」「さまざまな団体と連携を強化していくことの必要性を感じた」などの意見をいただいた。

④感染症の予防と迅速な対応

幼稚園、学校には成人と比べ抵抗力の未発達な幼児、児童生徒が集団生活をしており、さまざまな感染症が発生しやすく、幼稚園、学校内での感染が拡大しやすい状況にある。季節性のインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症についても、その発生、まん延は学校現場に与える教育上の影響が大きいことに鑑み、幼児、児童生徒はもちろん保護者へも、うがい、手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の励行を勧奨するとともに、新型インフルエンザが発生した場合には「摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 3 月）」や「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 9 月）」をもとに、毒性や感染力、警戒レベルに応じた適切な対応を図る。

▶幼稚園・小学校・中学校保健事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・前年度同様に幼児、児童生徒の健康管理と早期発見に努める。また、大阪府からの情報提供の把握に努めるとともに、感染症発生時には保健所など関係機関と連携を密に行い、より迅速に対応する。 ・全幼稚園・小中学校で「学校欠席者情報収集システム※」を導入する。 ・学校保健会を通じて「ほけんだより」により、児童生徒・保護者に情報提供を行う。
実施予定内容
・府内の感染症発生状況の情報収集を行うとともに、幼児、児童生徒の健康管理と手洗いの励行を勧奨する。また、感染症発生時には保健福祉課、保健所など関係機関と連携を密に行い、迅速に対応する。 ・「学校欠席者情報収集システム」の試験導入の結果を検証し、全学校園での導入に向けて、学校保健会・校長会・保健担当者（養護教諭等）で協議検討を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・平成 27 年 2 月に全学校園の管理職及び保健担当者（養護教諭等）を対象に「学校欠席者情報収集システム」の研修会を実施した。 ・別府小学校、第三中学校において、「学校欠席者情報収集システム」を試験的に導入する。 ・インフルエンザが猛威を振るい、警報レベルとなった。全幼稚園・小中学校に対し、大阪府からの情報発信を行い、手洗い・マスク着用などの注意喚起を行った。

※ 学校欠席者情報収集システム（学校欠席者サーベイランス）：国立感染症研究所が開発し、運営するシステムであり、各学校が毎日欠席者等の情報をシステムに入力することで、保健所、学校医、教育委員会等が感染症の流行状況をリアルタイムに把握できるもの。

⑤学校給食衛生管理の強化と食育の実践

小学校給食調理場の衛生管理の強化を図るため、計画的なドライ化改修工事を行うとともに、食の安全確保の徹底を図る。また、平成 27 年 6 月から各中学校でデリバリー方式選択制給食を実施する。さらに、給食を通して食の大切さを伝えるとともに、食への関心を高める。

▶小・中学校給食事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・小学校給食における食中毒防止のため、食品検査や調理員の手指拭き取り検査等を引き続き実施し、その結果に基づく衛生管理研修を行う。 ・小学校給食食材の放射性物質検査を引き続き行う。 ・学校給食会を通じ、給食試食会、料理講習会、給食参観等を開催するとともに、「給食だより」「えいようだより」を発行する。 ・平成 27 年 6 月からデリバリー方式選択制による中学校給食を開始する。
実施予定内容
・ノロウイルスや 0-157 などによる食中毒防止のため、食品検査等を実施し、その結果に基づく職員研修を 2 回実施する。 ・「食に関する指導の全体計画」に基づき食育の推進を図るとともに、「給食だより」「えいようだより」等を通じて家庭に対しても食についての周知を行う。 ・給食調理業務の委託校における、委託業務の検証方法のあり方を検討する。 ・中学校給食の実施にあわせて、中学校における更なる食育の推進に努める。また、一定期間経過後にアンケート調査を実施し、中学校給食の実態把握・改善を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・学校給食会で「学校給食衛生管理委員会」が設置され、衛生管理作業マニュアルの検証と改定が検討されることとなった。 ・全小中学校で「食に関する指導の全体計画」を策定した。 ・給食調理業務を委託している摂津小学校において、委託検証会議を開催した。 ・全中学校に給食を受け渡しする配膳室を設置した。 ・中学 1・2 年生の保護者、平成 27 年度新入生の保護者を対象とした中学校給食説明会及び試食会を実施した。（教職員対象の試食会を実施する。）

6. 子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実

① 子ども・子育て支援施策の充実

摂津市次世代育成支援後期行動計画（せつつすこやか子育てプラン）※の取り組みを継承する摂津市子ども・子育て支援事業計画※に基づき、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の取り組みを推進する。

▶子ども・子育て支援事業、保護者連絡用電子掲示板・メール配信事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・摂津市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から平成 31 年度）に基づき、多様化する保育ニーズや子ども・子育て支援施策に対応する。 ・摂津市子ども・子育て会議において、摂津市子ども・子育て支援事業計画の各施策や事業の実施状況を審議する。 ・保護者の携帯電話等へ子どもに関する災害や緊急連絡、不審者情報等を正確かつ迅速に行う。
実施予定内容
・子ども・子育て会議を開催し、摂津市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について審議する。 ・公立保育所、幼稚園、こども園入園児童のうち、新規入園、在園児で未登録の保護者に対し、メール配信登録を依頼する。
平成 26 年度実施内容
・子ども・子育て会議を 7 回開催したほか、平成 27 年 2 月 9 日から 22 日の間でパブリックコメントを実施し、摂津市子ども・子育て支援事業計画を策定。 ・保育所、こども園に加え、平成 26 年度から幼稚園、小学校在籍児童の保護者へのメール配信を開始した。

※ 次世代育成支援行動計画（せつつすこやか子育てプラン）：子育てと仕事の両立支援のための保育サービスの充実をはじめ、次代を担う子どもを生み育てやすい、子どもがいきいき輝いている地域づくりのための計画。（計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間）

※ 子ども・子育て支援事業計画：国が示す基本指針に即して、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期等について定める計画。（計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間）

② 保育所待機児童の解消

児童人口が減少傾向にあるが、保育所入所を希望される方は増加している。就労と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実、とりわけ待機児童の解消に向けた対応が必要となっている。子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに対する供給体制の整備を進める。

▶子ども・子育て支援事業・保育所入所承諾事業・民間保育所施設整備事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・子ども・子育て支援事業計画に基づき待機児童の解消に努める。

実施予定内容
・平成 26 年度に建替えを行う民間保育園 2 園の定員をそれぞれ 10 名増員する。 ・5 月に認可保育園の分園（0 歳児～2 歳児 定員 20 名）を開設する。 ・地域型保育事業（小規模保育事業等）の開設等により、待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児の待機児童解消に努める。 ・保育士の安定的な受け入れ態勢の整備と受け入れ児童の増、保育の質の向上を図る目的で、民間保育園が勤務する 5 年以内の職員に対して提供する借り上げ宿舎に要する費用に対する補助を実施する。
平成 26 年度実施内容
・民間保育園開設（90 名定員）、民間保育園開設（30 名定員）、民間保育園 2 園建替えに伴う定員増（20 名）

③保育所民営化の拡大（正雀保育所民営化）

第 5 次行政改革において、公共施設を「機能」の視点で適正配置するとともに、民間に委ねる方が経費面、サービス面共に効果的な行政サービスは民営化や民間委託を導入することとしている。保育所民営化の拡大についても子ども・子育て会議で協議を重ねていただき、提出された「保育所民営化の拡大について」の意見書を受け、平成 28 年度に正雀保育所民営化を決定し、移行に向けて準備を進める。

▶子ども・子育て支援事業・保育所管理運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・保育所民営化事業者選定委員会を設置し、運営法人を募集決定し、平成 28 年度からのスムーズな移行につなげる。
実施予定内容
・正雀保育所保護者代表者、子育て支援関係者、学識経験者等で構成する保育所民営化事業者選定委員会を設置する。 ・保育所民営化事業者選定委員会において、法人募集要項の作成、審査、決定を行う。 ・法人決定後は、保護者、法人、市で 3 者懇談会を設置しスムーズな意向に向けて意見交換を行う。
平成 26 年度実施内容
・子ども・子育て会議の中に保育所民営化を協議する検討部会を設置した。 ・検討部会を 3 回開催し意見を取りまとめ、検討部会の意見を踏まえ子ども・子育て会議から 10 月に「保育所民営化の拡大に関する意見書」の提出を受ける。 ・「意見書」を受け、平成 28 年度に正雀保育所民営化を決定し、正雀保育所保護者に対し説明会を開催（12 月 5 日）

④児童の発達支援

発達に支援の必要な児童に、早期に適切な支援ができるよう関係機関が連携して、相談・療育の充実に努める。平成 24 年度から制度が開始された児童福祉法に基づく通所サービス等の充実を図る。

▶児童発達支援事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）			
・サービスを必要とする児童に適切なサービスが提供できるよう、充実を図る。 ・事業所数及び利用者数が増加してきており、市立児童発達支援センター及び相談支援事業所と連携し、適切なサービスを利用することができるように努める。 ・サービス利用者の利用計画の作成割合が 100%となるように努める。			
実施予定内容			
・通所サービスの事業所数が増加してきていることから、市立児童発達支援センターをはじめとする関係機関と連携する体制づくりに努める。 ・保育所等訪問支援は、今後も専門的な支援を継続して実施するように努め、体制の整備を図る。 ・国において「障害児通所支援に関するガイドライン」の策定が進められており、情報収集に努めるとともに、策定後は市内事業所に周知を図る。			
平成 26 年度実施内容（中間評価）			
・保育所などに通う児童に対して集団生活適応のための支援を行う保育所等訪問支援を、市立児童発達支援センターで平成 26 年度から開始し、21 人の利用があった。			
【児童発達支援事業実利用者数】			
	H24	H25	H26
児童発達支援	96 人	110 人	84 人
放課後等デイサービス	126 人	106 人	114 人
保育所等訪問支援	0 人	0 人	21 人
相談支援	139 人	187 人	200 人
医療型児童発達支援	10 人	12 人	9 人
※H24・H25 は年間、H26 年度は 12 月までの実利用者数			
・利用計画の作成割合は、平成 26 年 9 月までで 99.5%となっており、府内市町村では最も高い値となっている(府全体では 30.9%)。			

▶市立児童発達支援センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・児童発達支援センターを指定管理により 1 か所運営し、地域の中核的な療育支援施設として、関係機関や他の児童発達支援事業所との連携を図り、児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努めていく。

実施予定内容
・ 保育所等訪問支援事業では、今後も専門的な支援を継続して実施するように努め、体制の整備を図る。 ・ 相談支援事業では、他事業所への支援・連携も含めた専門的な対応、児童や家族への相談、地域の中核的な療育支援の場としての機能強化を行い、体制の充実を図る。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業で、専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行うとともに、早期療育を継続して実施した。 ・ 平成 26 年度から保育所等訪問支援事業を開始し、保育所や幼稚園を訪問し、児童や保育所などのスタッフに対する専門的な支援を開始した。 ・ 相談支援事業として、児童・家族への相談及びサービス利用に係る利用計画（ケアプラン）の作成を継続して実施した。

⑤ファミリー・サポート・センター運営事業

地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援し、安心して育児ができる環境をつくることに取り組んでいる。

▶ファミリー・サポート・センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・ 「子育ての手助けをしてほしい方」と「手助けをしたい方」とが会員になって、地域で子育てを支援する仕組みの充実を図る。
実施予定内容
・ 子育ての手助けをする援助会員の増加に向けて、さまざまな方法で周知を行うことで、会員数の増を図る。 ・ 会員同士が情報を共有するため、交流会を開催し、相互の理解を深めることで利用しやすい環境づくりに努める。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・ 市内の各中学校への保護者へのチラシ配布や校区等福祉委員会が開催する子育てサロン、家庭児童相談室の子育てアドバイザー*研修などに出向き、事業の説明や会員募集を呼びかけた。 ・ 従来のホームページにおける紹介のほかに、今年度はファミリー・サポート・センターのブログを新たに作成し、事業の周知を図った。

※ 子育てアドバイザー：市が実施する研修を修了し認定したボランティアが、子育てに不安を感じている家庭等を訪問し、育児相談や相談などの支援を行う。

⑥地域の子育て支援の推進

地域子育て支援センターを中心とし、つどいの広場や児童センターが地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう取り組みを推進する。

▶地域子育て支援運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・地域子育て支援センターやつどいの広場など計 9 か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て支援、交流、相談の場として多くの方に利用されるよう周知を図る。 ・子育て支援ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が連携し子育て支援施策の推進に取り組む。
実施予定内容
・市内で開設するつどいの広場の担当者会議を年 4 回開催し、情報機関交換を行うとともに、事業内容の充実に向けた話し合いを行う。 ・子育て支援ネットワーク推進会議が主催して「親子ランド」を年 2 回、「絵本であそぼ・親子であそぼ」年 1 回開催し、イベントを通じて子育てに対する関心を高めるように努める。 ・市ホームページ「せつつみんなで子育てネット」の充実のほか、子育て情報の発信を行っていく。 ・気軽に子育て相談や子育て情報の紹介を受けることができる「せつつ子育て応援隊広場」を市役所庁舎内で週 1 回開催する。 ・外出時におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の取り組みを推進する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・地域の子育て支援、交流、相談の場として多くの方に利用してもらえるように、市の広報やホームページへの掲載、つどいの広場紹介の冊子を作成するなど、周知を行った。 ・つどいの広場の担当者会議を年に 4 回開催し、各広場の活動報告や情報交換、相談体制の充実について話し合うとともに、利用者の声の把握に努めた。 ・摂津市子育て支援ネットワーク推進会議主催のイベント「親子ランド」を地域の子育て支援グループ・団体などにも協力をいただき、市内 2 か所で開催した。参加者からも「子どもに普段できない遊びをさせてあげられ良かった」、「親子で安心して遊べる場であり楽しく過ごせた」などの声をいただいた。

▶市立児童センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・週 6 日の開館を行い、就学前の親子と小学生の安全な遊び場としての機能を果たせるように努める。 ・夏季の開館延長や移動児童館の取り組みを引き続き行う。
実施予定内容
・就学前の親子や小学生を対象に親子教室やクラブ活動、季節の行事などを行い、遊びや生活を通して子どもの発達や異年齢交流、家庭や地域の子育て支援に取り組む。 ・移動児童館事業として、わくわく広場におもちゃを提供するなど関係機関と連携した取り組みを行う。 ・5 月から 8 月まで、1 時間の開館延長を引き続き行う。 ・小学校を卒業した子どもなどにもボランティアとして関わってもらえるような仕組みを検討する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・夏季期間（5 月から 8 月）において開館時間を 1 時間延長することにより、大幅な利用者の増につながった。
夏季の 1 日平均利用者数（平成 25 年度）74.8 人→（平成 26 年度）95.5 人
- ・移動児童館の取り組みとして、今年度からわくわく広場に遊具の貸し出しを行い、小学校 5 校で児童に新しい遊びを提供した。
- ・「こどもスタッフ会議」によるイベントなどの企画・運営を行うことにより、自主性を養った。

▶養育支援訪問事業・子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ①養育支援訪問事業
支援を必要とする家庭を訪問し、専門的なアドバイスを行うとともに、子育てアドバイザーを派遣して、子育て等の支援を行う。
- ②子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）
保護者の病気等で養育が困難である家庭に対して、一時的に幼児、児童生徒を児童福祉施設で養育、保護を行う。

実施予定内容

- ①子育てに困難を感じている家庭に、子育てアドバイザーを派遣し、育児相談・訪問支援（育児体験等に基づいた保育支援）等の援助活動を行う。また、子育てアドバイザー養成講座を開催し、新たな人材の確保に努める。
- ②必要な場合に案内できるよう関係機関に周知を行っており、保護者や児童の入院により、一時的に家庭での生活が困難な児童に対して、児童福祉施設で養育、保護を実施する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ①養成講座を行い、新たに 12 名の方に登録をしていただいた。子育てに困難を感じている家庭に、子育てアドバイザーを派遣し、育児相談・訪問支援等の援助活動を行った。
- ②必要な場合に案内できるよう関係機関に周知を行い 12 月末までで 4 人、28 日間の利用があった。一時的に幼児、児童生徒を児童福祉施設での養育・保護を行うことにより、保護者の病気や育児疲れなどに対する支援を行うことができた。

⑦児童虐待防止体制の充実

関係機関の連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組みます。

▶家庭児童相談室運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・子育てや養育、子どもの発達等に関する保護者からの相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう支援を行う。

実施予定内容
・毎月の広報による相談窓口案内や、市ホームページ、せつつみんなで子育てネットなどへの掲載による周知や、他機関を通じて相談案内を行い、保護者からの子育てや子どもの問題に関する様々な悩みについて、相談業務を行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・臨床心理士を配置し、保護者からの子育てに関する様々な悩みについて、親子教室やプレイセラピー、カウンセリング、心理発達検査等を行うことにより、保護者や子どもの支援を行った。 ・親子教室は、家庭児童相談室（子育て総合支援センター内）と児童発達支援センターの市内 2 か所で実施し、発達に支援が必要と判断される場合には、児童発達支援事業による療育につなげるなどの支援を行った。

▶児童虐待防止事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・オレンジリボン※キャンペーンを実施し、児童虐待防止の取り組みを推進するとともに、摂津市虐待等防止ネットワーク会議と連携し、虐待防止を広く啓発する。 ・関係機関と連携をとり、虐待の早期発見や未然防止を図っていく。
実施予定内容
・児童虐待防止推進月間（11 月 1 日～11 月 30 日）を中心に啓発活動を実施する。 ・乳幼児健診の担当課や、学校・幼稚園・保育所・地域子育て支援センターなどと連携し、支援の必要な世帯の把握に努める。 ・虐待防止の体制強化のため、新たに社会福祉士を相談員として 1 名増員する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・児童虐待防止推進月間（11 月 1 日～11 月 30 日）を中心に啓発活動を実施した。 11 月 5 日 街頭キャンペーンを市内 4 ヶ所で実施 11 月 22 日 パープルリボン※キャンペーンと合わせて、講演会「子どもは見てる、感じてる一夫婦げんかは犬も食わない？」を開催 ・幼稚園、保育所、学校を通じて児童のいる家庭にチラシを配布するとともに、公共施設等にリーフレット、オレンジリボン等を設置して、啓発に努めた。今年度からはチラシの自治会回覧を行い、さらなる周知に努めた。 ・要保護児童対策地域協議会※を開催し、情報の共有・意識の向上に努めた。 ・市内の小・中学校、幼稚園、保育所の職員を対象とした「児童虐待の初期対応と見守り」についての研修会を開催し、児童虐待防止の体制強化に努めた。

※ **オレンジリボン**：児童虐待防止運動のシンボル。「子どもたちが健やかに育つように」という願いのもと、一人でも多くの方に「児童虐待防止」に関心をもってもらい、何ができるかを考え、また、行動をおこしてもらおうという活動を展開している。

※ **パープルリボン**：女性に対する暴力をなくすことを目的とした運動のシンボル。40か国以上で展開されている。

※ **要保護児童対策地域協議会**：虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、関係機関が情報の交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

⑧親支援・親育ての充実

子育ての悩みを解決し、子育てに自信が持てるよう支援するとともに、父親の育児や子育てへの参加促進を図る。

▶地域子育て支援運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・育児や子育てに対する不安を取りのぞき、自信をもって楽しみながら育児や子育てができるように、さまざまなメニューの実施に努める。
実施予定内容
・保護者が子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処法など、具体的な子育て技術を学ぶトリプルP※講座を年間 3 回（1 回 7 講座）実施する。 ・父親自身も楽しみながら育児や子育てへの意識を高める親子教室「パパっこクラブ」を地域子育て支援センターにおいて、年間 2 回（1 回 4 講座）開催する。 ・子どもの発達にあった関わり方を学ぶ講座を 0 歳、1 歳、2 歳各年齢 1 回を開催する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・トリプル P 講座を年間 3 回（1 回 7 講座）実施した。 ・地域子育て支援センターでは、スタッフが利用者の相談を受け、必要であれば関係機関につなげるなど、子育て相談の充実に努めた。 ・子どもの発達にあった関わり方を学ぶ講座を 0 歳、1 歳、2 歳各年齢 1 回ずつ開催した。参加者からは「言うことをきいてくれないのも成長だとわかった」「子どもとの関わり方のヒントになった」などの意見をいただき、保護者の支援につながった。 ・父親の育児や子育ての意識を高めるパパっこクラブでは、リーダーが中心となり参加者同士で活動内容を決め実施した。父親自身も楽しめたようで、参加者からは、「また参加したい」との声も多く聞かれた。

※ トリプル P：前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program)。オーストラリアで開発された親向けの子育て支援プログラムで、子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処など、それぞれの親子に合わせた方法にするための考え方や具体的な子育て技術を学ぶもの。

⑨学童保育室の充実

国において制度改正が行われることから、制度改正の情報収集に努め、その対応を行っていく。学童保育室運営にあたって、サービスの質の向上に努める。

▶学童保育事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・保護者が安心して就労等ができるよう、小学校 1 年生から 3 年生までの児童を放課後等に安全に保育を行い、健全な遊びや生活の場の提供を行う。 ・学童保育を安全に実施するため、保育環境の整備や指導員の資質の向上を図る。 ・設備及び運営に関する基準条例を制定しており、適切な運営を行っていく。 ・延長保育などのサービス向上を進める検討を行う。

実施予定内容
・定員や支援を要する児童数に応じて指導員の人数を割り出し、各学童保育室に応じて適正な配置に努める。 ・児童心理や防犯など学童保育の運営にあたって必要な事項について、研修を実施し、指導員のさらなる資質向上につなげる。 ・毎月1回実施する指導員ミーティング等において、各学童保育室での課題やヒヤリハットの情報共有を行う。 ・国の示す「放課後子ども総合プラン」の対応を検討する。
平成26年度実施内容（中間評価）
・設備及び運営に関する基準を子ども子育て会議で議論し、12月の市議会で条例制定となった。 ・指導員ミーティングを月1回開催し、情報共有を行ってきた。 ・児童心理の理解や人権、防犯、救命講習など8回の講師研修を実施し、指導員の資質向上を図った。児童心理の研修では、「子ども同士が良いところを認めることの大切さがよくわかった」「グループからチームに変化していくように心がけることが必要だと感じた」などの意見が報告された。

⑩ひとり親家庭への支援の充実

すべての子どもが地域の中で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、きめ細かな生活支援を進める。

▶ひとり親自立支援事業

事業概要・めざす目標（平成27年度）
・ひとり親家庭が安定した就労と所得を得て経済的に自立できる状態を目指す。 ・困りごとなどに気軽に相談ができるような体制を構築する。
実施予定内容
・引き続き、自立支援員を2名雇用し、ひとり親世帯に対してさまざまな悩みごとの相談・支援を行う。 ・就労に向けて個々の状況・ニーズに沿った助言・指導を行うことで、就労支援を行う。
平成26年度実施内容（中間評価）
・ひとり親家庭への就労等に関する調査を児童扶養手当の現況届時に実施した。仕事をしている人のうち正社員は33.3%のみであることや、回答者全体のうち資格を取得したいと考えている人が50.2%もいることから、安定した就労に向けた取り組みの必要性を確認することができた。 ・資格取得に向けた制度やひとり親家庭自立支援員の相談業務について、案内を作成し、児童扶養手当受給者への通知に同封してサービスの周知を図った。

▶児童扶養手当給付事業

事業概要・めざす目標（平成27年度）
・ひとり親家庭等に児童扶養手当を給付することにより、生活の安定と自立の促進を図る。 ・さまざまな方法で制度の周知を行う。

実施予定内容			
・父母の婚姻解消等によりひとり親となった児童や、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童を、監護・養育している父母または養育者に手当を支給する。			
【児童扶養手当受給者数及び支給額】			
	H23	H24	H25
受給者数	905 人	916 人	946 人
支給額	404, 404, 860 円	408, 382, 250 円	418, 618, 540 円
※受給者数は各年度とも 2 月末時点の人数			
・ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。			
平成 26 年度実施内容（中間評価）			
・ひとり親家庭となった方が窓口に来られた場合に、ひとり親家庭医療費助成と併せて制度の説明を行った。 ・現況届時（8 月）にひとり親家庭の情報を取りまとめたガイドブックを配布し、サービスの周知を図った。 ・現況届の受付の際、就労されている方に配慮し、日曜日や平日の夜間（19 時まで）受付を行った。			

▶ひとり親家庭医療費助成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）			
・ひとり親家庭の医療費を助成することにより、経済的負担の軽減及び受診を容易にし、健康の保持・増進を図る。 ・さまざまな方法で制度の周知を行う。			
実施予定内容			
・ひとり親家庭の保護者と子ども（18 歳まで）の医療費と入院時食事療養費を助成する。			
【ひとり親医療受給者数及び助成額】			
	H23	H24	H25
受給者数	2, 078 人	2, 121 人	2, 167 人
助成額	61, 120, 484 円	62, 454, 288 円	66, 593, 513 円
※受給者数は各年度とも 2 月末時点の人数（ひとり親の保護者と児童の合計人数）			
・ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。			
平成 26 年度実施内容（中間評価）			
・ひとり親家庭となった方が窓口に来られた場合に、児童扶養手当と併せて制度の説明を行った。 ・ホームページや児童扶養手当の現況届等で配布しているひとり親家庭ガイドブックなどに、制度内容を掲載し、サービスの周知を図った。			

⑪経済支援の充実

教育の機会均等を保障する施策として、就学援助事業を実施していく。また、安心して子育てができる「住み続けたい」まちを実現するため、子育て環境の充実の一環として、子どもの医療費助成を行う。国制度に基づき、児童手当の支給を実施する。

▶就学援助事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）									
・低所得の世帯に対して、就学援助を実施することにより、義務教育就学にあたって必要な経費の経済的な支援を行う。 ・さまざまな方法で制度の周知を行う。									
実施予定内容									
・学用品費や修学旅行費、校外活動費などに加えて、平成 24 年度から設けた P T A 会費、生徒会費の支給項目を引き続いて支給する。 ・年度当初に制度の案内を学校で配布するとともに、ホームページなどで周知を行う。									
【就学援助認定者数等】									
	H23			H24			H25		
	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)	認定者数 (人)	認定率 (%)	支給額 (円)
小学校	1, 875	39. 25	105, 825, 583	1, 685	36. 42	98, 535, 050	1, 369	29. 92	80, 496, 034
中学校	905	40. 04	42, 660, 726	843	36. 73	44, 246, 585	747	32. 20	41, 793, 388
計	2, 780	39. 51	148, 486, 309	2, 528	36. 52	142, 781, 635	2, 116	30. 68	122, 289, 422
※3 月末時点の認定者数									
平成 26 年度実施内容（中間評価）									
・年度当初（4 月及び 5 月）に学校を通じて児童生徒全員に制度の案内文書を配布し、周知に努めた。 ・平成 26 年 10 月末現在の認定者は全児童生徒数のうち 29. 18%で 1974 人となっている。									

▶子ども医療費助成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）			
・子どもの医療費の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減と子どもの健康の保持・増進を図る。 ・さまざまな方法で制度の周知を行う。			
実施予定内容			
・通院医療費助成は小学校修了まで（小学生は所得制限有り）、入院医療費助成は中学校修了までの子どもを対象として実施する。 ・出生や転入の際に手続をしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。			
【子ども医療受給者数及び助成額】			
	H23	H24	H25
通院医療費受給者数	5, 181 人	5, 095 人	4, 926 人
助成額	151, 016, 269 円	162, 459, 192 円	160, 639, 198 円
※2 月末時点の受給者数			

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・平成 26 年 9 月 1 日から就学前までとしている通院分の助成対象者を小学校修了年度末まで拡充した。
- ・制度拡充に際しては、対象者全員に案内を送付するとともに、学校を通じて文書を配布するなどにより周知を図った。

▶児童手当支給事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・国制度に基づき、中学生卒業までの児童を養育する世帯に手当の支給を実施する。
- ・さまざまな方法で、制度の周知を行う。

【児童手当支給額】

児童の年齢	児童手当の額（1 人当たり月額）	特例給付の額（1 人当たり月額）
3 歳未満	一律 15,000 円	一律 5,000 円
3 歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)	
中学生	一律 10,000 円	

※特例給付は、児童手当の所得制限を超過した場合、支給を行う。

実施予定内容

- ・国制度に基づき、手当の支給を継続して実施する。
- ・出生や転入の際に手続きをしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。
- ・ホームページで制度の案内を行うとともに、出生や転入の際に手続きをしてもらうように説明を行い、周知を図る。

【児童手当受給者数及び支給額】

	H23	H24	H25
受給者数	7,059 人	7,175 人	7,098 人
支給額	1,771,393,000 円	1,607,419,000 円	1,564,360,000 円

※2 月末時点の受給者数

※平成 23 年度決算額は、児童手当(旧制度)及び子ども手当の合計

※平成 24 年度決算額は、児童手当(旧制度)、子ども手当及び児童手当の合計

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・5 月末に、全受給者に現況届の送付を行い、6 月 1 日から 6 月 30 日まで受付を行った。
- ・6 月、10 月、2 月の年 3 回、定時払を行い、手当の支給を行った。
- ・ホームページや広報で周知を行うとともに、転入や出生の際に受付を行った。

7. 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進

(1) 生涯学習の推進

①学びつづける機会の充実

全ての市民が生涯を通じて、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習することができる生涯学習を推進し、多くの市民が活動できる学習環境の整備や多様でより高い水準の学習機会の提供を図り、生涯学習を通じて身につけた知識や技術を活用する機会の充実に努める。

▶生涯学習推進事業（生涯学習課）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・生涯学習大学及び生涯学習大学院を開催し、また生涯学習大学修了者の生涯学習活動への参画を積極的に支援することで、循環型学習*社会の推進を図る。生涯学習大学受講者数 30 名、大学院受講者数 15 名をめざす。
- ・生涯学習関係団体の活動発表の機会として、また子どもから大人まで、誰もが楽しめ、体験することで、人生を豊かにする学びや仲間を見つけるきっかけ作りとして、生涯学習フェスティバルを開催する。
- ・市民による登録講師や市職員が講師として直接出向く「まいどおおきに出前講座」を開催し、市民の学習機会の拡充を図る。講座数の拡充を図り、行政編 100 講座、市民編 50 講座のメニュー化を図る。

実施予定内容

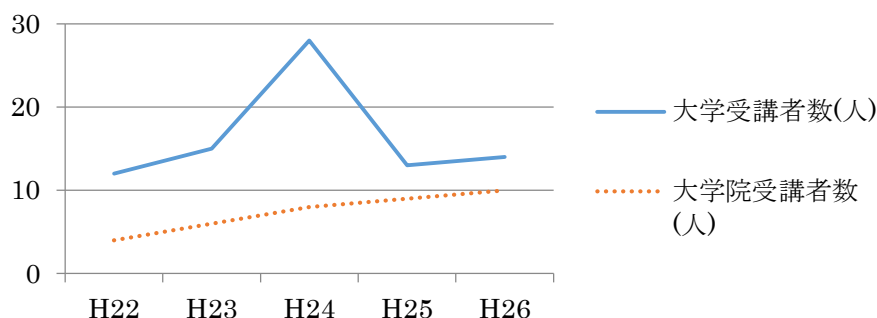
- ・継続して生涯学習大学を開催する。また、開講に先立ち公開講座を実施し受講者層の拡大を図る。講座開催時に子供の一時保育を実施し、子育て世代の学習環境向上を図る。
- ・継続して生涯学習フェスティバルを実施する。大正川河川敷を中心に、行政・市民との「協働」による生涯学習フェスティバルを開催し、ろうそくファンタジー、薪コンサート、ペットボトルアートコンクールなどを実施する。
- ・継続して「まいどおおきに出前講座」を実施する。公民館登録クラブ等への講師登録の働きかけを行い、講座数の拡充を図る。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・生涯学習大学を平成 26 年 6 月 12 日から 12 月 11 日まで、全 13 回開催した。
- ・生涯学習大学院を平成 27 年 1 月 22 日から 2 月 19 日まで、全 3 回開催した。
- ・受講者数は大学、大学院ともに平成 25 年度からそれぞれ 1 人増加した。

【生涯学習大学・大学院の受講状況】

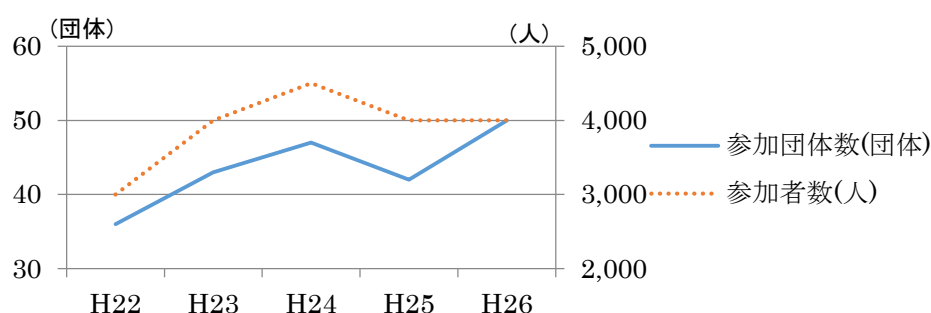
区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
大学受講者数	12 人	15 人	28 人	13 人	14 人
大学院受講者数	4 人	6 人	8 人	9 人	10 人



- ・生涯学習大学の周知を図るために、公開講座を実施した。
開催日時：平成 26 年 5 月 22 日（木）
開催場所：摂津市立コミュニティプラザ
講師：京都経済短期大学学長 岩田 年浩先生
講座テーマ：日本・中国・韓国 コメ文化に象徴される国民性
受講者数：44 名

- ・平成 26 年 9 月 20 日（土）大正川河川敷公園にて生涯学習フェスティバルを開催した。
【生涯学習フェスティバル開催状況】

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
参加団体数	36 団体	43 団体	47 団体	42 団体	50 団体
参加者数	3,000 人	4,000 人	4,500 人	4,000 人	4,000 人



※ 循環型学習：学習者が得た「知識」を個人で留めておくのではなく、指導者やボランティアとして地域社会に還元することで、「知識」を社会資源として循環させること。

②家庭の教育力の向上

子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために、家庭教育に関する学習機会を設ける。家庭の意義、家庭の機能、その他家庭の教育的役割について保護者の自覚を促す。

▶家庭教育学級事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・幼児家庭教育学級・家庭教育学級・女性学級を開設し、子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために家庭教育に関する学習機会の充実を図る。計 13 学級開設をめざす。

実施予定内容

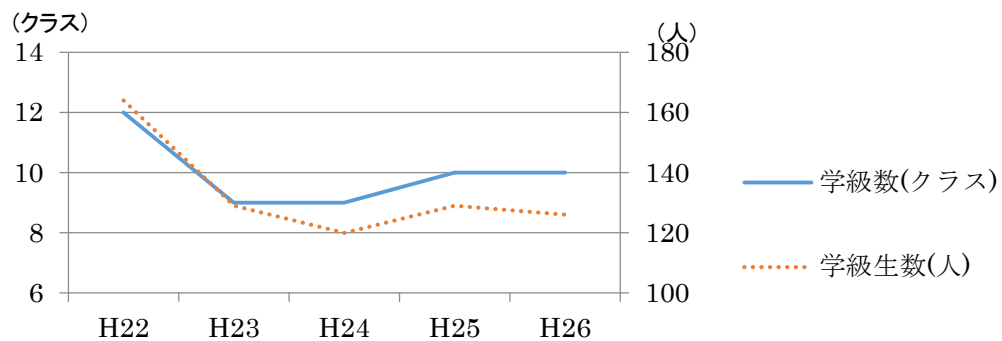
- ・継続して、家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級を開設する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・家庭教育学級 2 クラス・幼児家庭教育学級 4 クラス・女性学級 4 クラスの計 10 学級を開設した。

【家庭教育学級・女性学級開設状況】

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
学級数	12 クラス	9 クラス	9 クラス	10 クラス	10 クラス
学級生数	164 人	129 人	120 人	129 人	126 人



③学習施設の整備と活用

地域における生涯学習活動、及び地域コミュニティ活動の拠点として、公民館の適切な運営と公民館活動の充実を図る。

▶公民館運営事業、公民館講座開催事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・『人権・福祉』『平和・国際化』『幼児・児童』『生活・環境』『社会・経済』『自然・技術』『文化・芸術』の 7 分野から公民館講座を開催する。受講人数延べ 10,000 人をめざす。
- ・公民館講座修了者で、引き続き活動を行う参加者に対して、公民館クラブ登録への活動促進を図る。登録クラブ数 220 団体をめざす。
- ・公民館で活動しているクラブ・サークルの学習や文化活動の成果を発表する場として、また地域での交流や互いの活力を高める場として公民館まつりを実施する。延べ参加人数 25,000 人をめざす。

実施予定内容

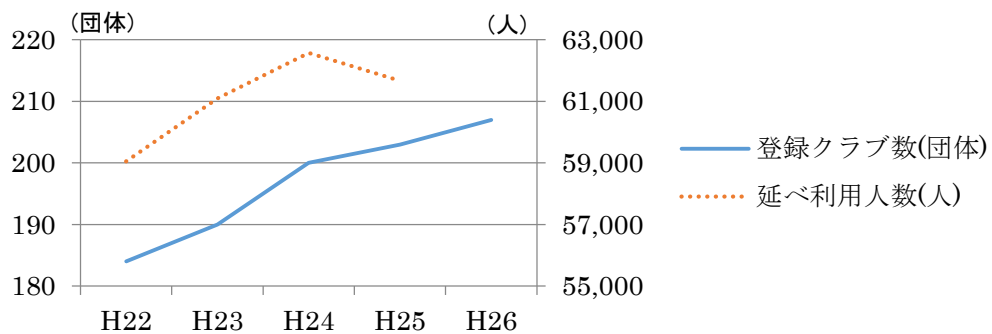
- ・平成 27 年度においても継続して公民館講座を開催する。講座の実施に際しては、新たな学習者層の拡大を図るため、若年層や男性向け講座、また夜間講座や土日の講座開催等の講座を企画する。
- ・公民館登録クラブの活動促進を図るため、公民館講座修了者に対してクラブ登録説明会を実施するなど、講座受講者がサークル活動・クラブ登録へ移行できるよう支援し、公民館クラブの自主的・自発的な学習活動の促進を図る。
- ・継続し、各公民館まつりを実施する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・各種講座を開催するとともに、講座受講者がサークル活動・クラブ登録へ移行できるよう支援し、また公民館まつりやクラブ交流会などで、各団体相互の連携と協働を図ることとで地域における人材育成を促進することができた。

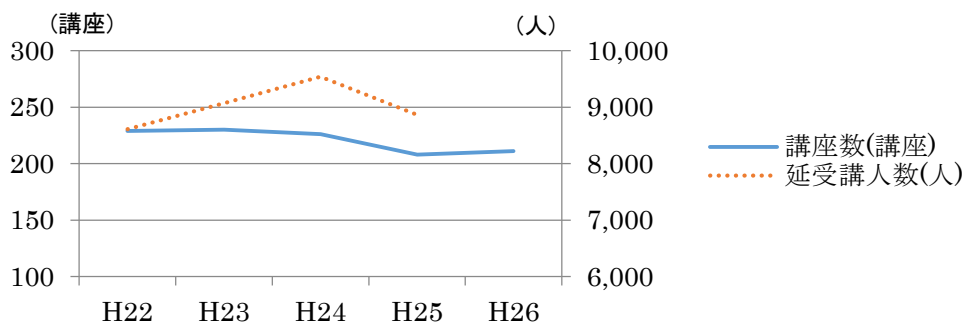
【公民館登録クラブの状況】※平成 26 年度は平成 27 年 2 月 1 日現在

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
登録クラブ数	184 団体	190 団体	200 団体	203 団体	207 団体
延べ利用人数	59,052 人	61,102 人	62,578 人	61,674 人	—



【公民館講座の開催状況】※平成 26 年度は実施予定を含む

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
講座数	229 講座	230 講座	226 講座	208 講座	211 講座
延受講人数	8,612 人	9,070 人	9,536 人	8,866 人	—



（２）市民に親しまれる図書館運営の推進

①市民に親しまれる図書館の運営

図書館は、「公の施設」の管理運営を民間事業者等に運営させる指定管理者制度を平成 23 年度より開始しており、これにより開館日の増、平日開館時間の拡大、蔵書の充実等の利用者サービスの向上を図った。今後も生涯学習の拠点としての役割を果たすとともに、市民から親しまれる施設として、その機能の充実を図る。

▶図書館運営事業、鳥飼図書センター運営事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・市民が生き生きと心豊かな生活を営めるように、知の拠点として良好な読書環境をととのえ、市民の生涯学習や文化・教育、社会活動等の進展に寄与する。
- ・市民ニーズを踏まえ広く図書等の資料・情報を収集し、図書館を適切に管理運営するとともに、市民の読書活動の啓発・推進を図る。
- ・市民一人当たりの図書貸出冊数を 5.0 冊に、また市民一人当たりの蔵書冊数を 2.8 冊にする。

実施予定内容

- ・市民図書館等協議会にて、指定管理者が行う施設の管理方法や運営サービスについて、第三者機関として客観的に評価モニタリングを実施し、適正な管理運営に努める。
- ・リサイクルブックフェアの開催や各種講演会・企画展示など、読書啓発イベントを実施する。
- ・図書館システムを更新し、市民の利便性向上を図るとともに、安全性が高く効率的なシステム運用を行う。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・市民図書館の館内レイアウトを見直し、書架を増設することで蔵書量を 15,000 冊増加させる。また、お茶等を飲みながらくつろいで読書ができる休憩スペースの設置を行い、読書環境の向上を図る。（平成 27 年 3 月実施予定）

【図書行政指標】

市民一人当たり	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
蔵書冊数	2.4 冊	2.4 冊	2.5 冊	2.5 冊
貸出冊数	4.3 冊	4.5 冊	4.4 冊	4.2 冊

(蔵書冊数)

(貸出冊数)

年度	蔵書冊数(冊)	貸出冊数(冊)
H22	2.4	4.3
H23	2.4	4.5
H24	2.5	4.4
H25	2.5	4.2

蔵書冊数(冊)

貸出冊数(冊)

※全国平均値

市民一人あたりの蔵書冊数

2.87 冊（平成 24 年度）

市民一人あたりの貸し出し冊数

5.49 冊（平成 24 年度）

②子ども読書活動の推進

学校、家庭、地域、行政が連携・協力し、本市のすべての子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しめる読書環境の整備に努める。

▶子ども読書活動推進事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・絵本の読み聞かせ等で活躍しているボランティアを支援し、連携して地域の幼児・児童と保護者がともに読書に親しむ読書環境の整備に努め、市民図書館等が実施しているおはなし会の参加者増をめざす。
- ・おはなし会延べ参加者数 1,500 人をめざす。

実施予定内容

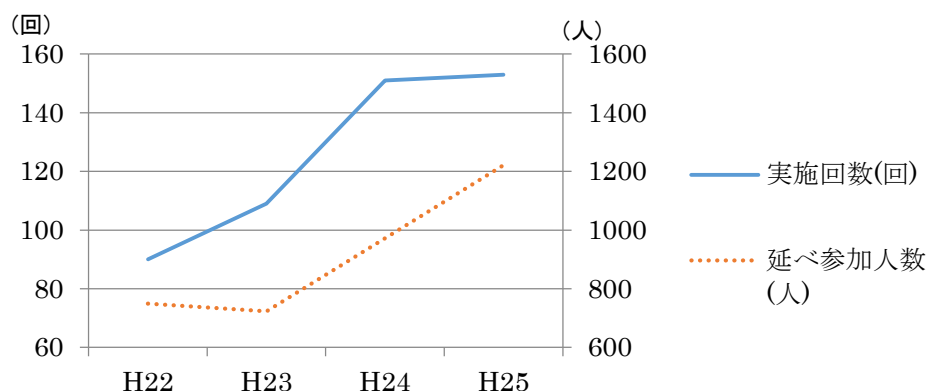
- ・市民図書館・鳥飼図書センターにて定期的におはなし会を実施する。
- ・市民図書館・鳥飼図書センターにて「ぬいぐるみお泊まり会」を実施する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・指定管理者による民間のノウハウを活用し、また読み聞かせボランティア団体の協力のもと、読み聞かせ会を実施した。また「ぬいぐるみお泊まり会」といった新しい企画を取り入れるなどして、利用の増加につなげた。

【おはなし会開催状況】

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施回数	90 回	109 回	151 回	153 回
延べ参加人数	749 人	723 人	972 人	1222 人



(3) 青少年の健全育成の推進

①地域教育コミュニティの活性化

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶地域・学校連携活動支援事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・教育コミュニティづくりが一層推進されるよう、地域教育協議会（すこやかネット）※の活動の充実を支援する。 ・地域学校連携活動支援実行委員会を、年 2 回開催し、学校、家庭、地域の連携した取り組みについて協議する。 ・各中学校区での取り組み内容の充実、活性化を図る。
実施予定内容
・地域教育協議会（すこやかネット）の活動の支援として、各中学校区の協議会に対して補助金等の支援、情報交流をする。 ・各協議会にコーディネーターを配置し、先進地域の情報収集のための研修を通して学校と地域の活動の活性化を図る。 ・子どもの健全育成や安全安心のまちづくりため、各機関や団体の連携を図る。 ・地域において活動内容をさらに理解していただけるよう周知に努める。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・実行委員会を開催し、各中学校区での取り組み内容や地域で見守りを行っている団体の活動内容の情報共有を行った。 ・大阪府教育委員会主催の三島地区研修会を本市が会場提供をして実施し、本市からもコーディネーターが参加し、他市の取組み紹介やグループワークを通じて、さまざまな事例に触れることができた。 ・清掃活動やミニコンサート、親学習の講座、見守り活動など地域の特性に応じて各中学校区で取り組みを行った。第一中学校では、昨年度に引き続き、講習会を開催し、約 70 名が参加。スマートフォンの安全性などをテーマとし子どもの安全に対する関心を高める取り組みを行った。

※ 地域教育協議会（すこやかネット）：こどもを縁に、地域のこども同士、大人とこども、大人同士が交流し合い、「顔と名前が一致する人間関係」を育むことを目標に、各中学校区単位で活動している組織。

②青少年関係団体の活動支援と連携

青少年の健全育成に関わる各種関係団体の活動を支援し、青少年の健全育成を図る。

▶青少年団体育成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・次代を担う青少年の健全な育成を図るため、PTA・社会教育団体等の育成を図り、青少年を見守り育てる環境を整えるとともに、青少年の健全育成と活動支援を行う。
実施予定内容
・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会などの青少年団体の育成及び活動の活性化に向けて指導・助言、また事務局業務などの支援を行うとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。 ・各団体が行うスポーツ大会等の自主的な活動を支援する。 ・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会、市内ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体に対して、補助金を交付する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・ 青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会に対して指導・助言を行うとともに、総会、研修会、各種会議等への参加、スポーツ大会等のイベント開催支援の実施を行なった。
- ・ 各青少年団体に対して補助金交付を行なった

③体験学習等の機会の提供

青少年関係団体や各種関係団体などの参画により、子どもや親子が様々な体験や学習ができる機会を提供する。

▶こどもフェスティバル開催事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・ こどもフェスティバル実行委員会参画団体数の増と来場者数増を目指す。
- ・ 幅広い年齢層の多くの方に訪れていただけるこどもフェスティバルとなるよう事業概要の充実を図る。

実施予定内容

- ・ 青少年関係団体をはじめとする各種団体で実行委員会を組織し、開催日時、開催場所、開催内容について協議する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・ 平成 26 年 5 月 11 日（日）大正川河川敷公園にてこどもフェスティバルを開催した。
- ・ こどもフェスティバル実行委員会には 63 団体が参画し、当日は約 10,000 名の参加者があった。

▶青少年リーダー養成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）

- ・ サマーキャンプ、スノーキャンプ等を通して自主性や積極性、創造性を身につけ、こども会活動や地域活動で活躍するジュニアリーダーの養成を図る。

実施予定内容

- ・ 小学生高学年を対象にチャレンジャークラブの活動として 8 月に「サマーキャンプ」、2 月に「スノーキャンプ」を開催する。

平成 26 年度実施内容（中間評価）

- ・ 平成 26 年 8 月 11 日～13 日 奈良県吉野町・吉野宮滝野外学校
- ・ 平成 27 年 3 月 6 日～8 日 兵庫県養父市・ハチ高原（実施予定）

(4) 文化財の保護と活用

①文化財の状況把握と保護

文化財を次の世代へと伝承するため、文化財の状況を把握し、保存を図る。また、地域にとって貴重な文化財を、市民が、その価値について公開・展示等の様々な形で享受できるようにし、地域の郷土理解と文化の向上発展に努め、地域づくり・まちづくりを推進する。

▶文化財保護事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・市域に保存・継承されている埋蔵文化財、建造物、民具・農具等の各種文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の所在状況等の調査、および文化財指定、指定文化財の適切な保存修理等の文化財保護に努める。また、文化財公開や情報提供等の活用に取り組み、文化財についての市民の理解を広める。
実施予定内容
・市内に現存する古民家等の歴史的建造物について、台帳整備や現況確認を行い、将来の文化財指定や文化財登録に向けた調査を行う。 ・歴史講座や文化財等の現地見学会を開催し、文化財の周知や、文化財を活用したまちづくりについて啓発活動を行う。 ・市の歴史ボランティア「ふるさと摂津案内人」を講師とした「ふるさと摂津講座」の開催、及びその「ふるさと摂津案内人」を育成するため養成講座を開催し、市民協働での郷土文化を継承する事業を実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・「バスで行く！摂津市歴史探訪」見学会の実施 日時：平成 26 年 6 月 21 日（土） 参加者数：21 人 ・「夏休み自由研究企画！土器発掘体験教室」の実施 日時：平成 26 年 8 月 20 日（水） 参加者数：15 人 ・文化財防火デー消防訓練 日時：平成 27 年 1 月 26 日（月）実施場所：味舌天満宮（三島 3 丁目） 参加者数：5 名 ・ふるさと摂津講座（全 6 回） ・ふるさと摂津案内人養成講座（全 5 回、受講者：3 人）

8. 文化・スポーツ活動の活発化

(1) 地域に根ざした文化の振興

①文化振興推進体制の充実

文化振興市民会議において市民の視点で文化の振興について協議し、市民が主役の「手作り文化」のまちづくりを推進する。また文化振興計画推進委員会では文化振興計画進行管理表に基づき進行管理を行うとともに関係各課が行う講座や講演において文化振興の視点に立った取り組みを推進する。

▶文化振興事業（文化振興計画の具体化）

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・文化振興市民会議において、文化の担い手それぞれが文化振興計画の基本的な考え方を理解し、市民による手づくりの文化振興について推進体制の充実を図る。
実施予定内容
・文化振興計画推進委員会（庁内会議）において、関係各課で取り組む具体的な取組みについて施策を取りまとめ、ひき続き推進事項に取り組む。 ・公募による市民、関係市民団体代表、学識経験者からなる摂津市文化振興市民会議を開催し、文化振興計画推進委員会にて作成された摂津市文化振興計画施策推進状況報告に基づき、施策の評価や課題の検討を行う。 ・文化芸術・スポーツ情報誌「セッピーイベントガイド」については大阪人間科学大学環境デザイン学科の廃止に伴い、平成 27 年度は同大学学生ボランティアへの委託が困難であるため、今後のあり方、方策について検討を行った上で作成する。 ・文化振興市民会議において、市政施行 50 周年に向けた団体間の事業コーディネートについての方向性をまとめる。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・本年度の推進事項について取組みの把握、検証を行った。 ・文化振興計画推進委員会にて作成された摂津市文化振興計画施策推進状況報告に基づき、次年度の施策の課題検討を行った。 ・学生ボランティアに委託、作成した文化芸術・スポーツ情報誌「セッピーイベントガイド」10,000 部を市内各所に配布を行った。

②市民との協働の推進

文化関係団体の自主的な活動を支援するとともに市民の誰もが身近に文化に触れ、鑑賞できる機会と創造・表現できる場として、音楽祭（リトルカメリアコンクール）や芸能文化祭、美術展をはじめとする文化関係事業を関係団体と連携し、内容の充実を図る。

市や市民団体が行う講座やイベントをまとめたセッピーイベントガイドの内容充実と効果的な配布方法について検討するとともに市広報紙、市ホームページの掲載やチラシ、ポスターの掲示等で文化に関する情報の収集と発信を図る。

▶文化関係団体育成事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・本市が全国を対象にしている音楽祭（コンクール）を音楽関係団体や市民サポーターとともに充実させ、音楽文化の振興を図る。 ・文化連盟、美術協会、市音楽連盟等の活動を支援し、発表会等の周知を図り愛好者の参加を呼び掛け、所属団体（会員）数の増加をめざす。 ・市内で開催される文化活動の情報収集と発信の充実を図る。 ・文化関係各団体の自立、協働のため、各団体組織の事務局体制の確立が必要であり、事業を通しての支援を行う。

実施予定内容
・文化連盟祭、美術協会展、わがままコンサートなど各団体の自主事業を側面からの支援を行う。 ・文化連盟、音楽連盟、美術協会、演劇協会に各種市主催事業を事業委託し、各団体と連携して開催する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・各団体の自主性、主体性は年々高まっているとはいえ、今後も各団体と連携を密にとりながら支援を行っていく必要がある。 ・各種事業の委託により、各団体と行政との意思疎通を図りながら、事業内容を充実することができた。

③創作・発表・鑑賞の機会の提供

音楽、美術、演劇、その他文化芸術に関する事業の内容充実を図り、各種団体が自主的に開催する文化芸術活動を奨励援助する。創作活動の成果発表の場として美術展、芸能文化祭（展示の部）への出品を奨励援助する。

摂津音楽祭の PR、市内音楽活動団体の成果発表の場として市役所ロビーコンサートの開催や青少年が多様な文化に触れ体験し創造することができる機会として幼稚園・小中学校等でリトルカメリアミニコンサートを開催する。

小中学生を中心にした演劇活動を進めるとともに市民演劇祭の充実を図る。

▶文化芸術事業の充実

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・美術協会とともに美術愛好者の底辺を広げ、事業周知を図り、出品数と入場者の増加をめざす。 ・音楽祭出場者や音楽関係者の協力を得ながらロビーコンサート、ミニコンサート、プレコンサート等の事業周知を図り開催会場と参加者の増加をめざす。 ・芸能文化祭開催を周知し、より多くの方に文化芸能作品（展示・発表）を鑑賞していただけるように努める。 ・美術展とこども展について、合同開催の利点を生かし、幼児から大人まで参加し楽しめる展覧会として充実を図る。 ・小学生を中心とした劇団の練習会場確保と発表の支援を行う。 ・最近の出品点数については横ばい状況であり、周知方法等の検証を行い、増加傾向へと改善を図る。
実施予定内容
・摂津音楽祭、市美術展、こども展覧会等の市主催文化事業を関係団体と連携を図りながら実施する。 ・リトルカメリアコンクールを中心とした音楽祭として一貫性ある事業となるよう実施する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・音楽・美術・演劇その他文化芸術に関する市主催事業、各文化団体自主事業を開催し、例年どおりの創作・発表・鑑賞の機会を提供することができた。 ・市内小中学校等で実施しているミニコンサートは年々教育現場で浸透し、開催回数が増えており、ニーズが高まっている。（H24 年度 8 校園 1379 人、H25 年度 9 校園 1407 人、H26 年度 10 校園 1398 人）

(2) スポーツの振興

①スポーツ環境の整備

指定管理者と連携を密にし、体育施設を快適かつ安全に利用できるよう施設の改修、保全を図り、身近な地域で活動するスポーツ愛好者団体の支援や体育協会をはじめとする社会体育団体の自主的な活動を支援する。

総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ教室などのスポーツ事業を支援するとともに、市民へのクラブ周知や啓発活動を支援する。

▶スポーツ振興事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・屋内、屋外の体育施設を安全、快適に利用していただくために施設の維持補修及び改修を行う。 ・体育協会やスポーツ少年団などの大会や活動内容を広く市民に周知する。 ・主体的に団体運営・事務が行えるよう組織強化を推進する。 ・教室や大会の開催支援及びクラブ参加への周知を行う。 ・各団体の競技者数は減少傾向にあり、競技の多様化、個人志向等が考えられ、今後は競技スポーツの他に総合型地域スポーツクラブ*等の多種目、多世代、個人参加が容易な団体の育成・支援を図る。
実施予定内容
・体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会に補助金を交付し、体育協会総合体育大会等の自主事業の実施を促進し、主体的な団体運営の支援を行う。 ・事務拠点の提供や、夜間健康体操教室等の事業委託を行うことにより総合型地域スポーツクラブの自主的運営を支援する。 ・市主催事業である市長杯総合スポーツ大会を体育協会に委託し、スポーツ振興、団体の活性化を図る。 ・本市の特色である広大な自然が残る本市の河川敷を活用して、淀川河川敷でふれあいマラソン大会を体育関係団体と連携し開催する。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・各団体への補助金を交付し、自主事業の実施を促進し、主体的な団体運営を支援した。 ・総合型地域スポーツクラブに対しては事務拠点の提供を行い、夜間健康体操教室の委託を行うことで自主的運営を支援した。また、各種の市主催事業（ふれあいマラソン大会等）において総合型地域スポーツクラブの PR ブースを設けるなど、会員数確保にかかる取り組みを行った。（H25.4 133 人、H26.4 202 人、H27.1 現在 264 人） ・市主催事業である市長杯総合スポーツ大会を体育協会に委託し、スポーツ振興、団体の活性化を図った。 ・ふれあいマラソン大会は本年度、実行委員会と協議した結果、市内の小中学校に積極的に参加を呼びかけるとともに、新種目を導入し、模擬店を増やすなどの工夫をした。参加者数も増加し（H25 年度 505 人、H26 年度 753 人）、大会の魅力アップに結び付けることができた。

※ 総合型地域スポーツクラブ：「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりをめざし、地域住民が自主的・主体的に設立・運営するスポーツクラブ。

②スポーツに親しむ機会の提供

市民にスポーツやレクリエーション活動の機会を提供するため、スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブ、体育協会など社会体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するとともに、誰もが手軽に始められ楽しめるニュースポーツ種目※の普及を図る。

市民が体力の現状を把握し、望ましい運動生活の方向を見出すため新体力テストを実施する。

▶スポーツ教室振興事業

事業概要・めざす目標（平成 27 年度）
・スポーツ教室の実施種目や対象者、時間帯等を検討し、内容を充実させ参加者数増をめざす。 ・周知方法を検討するとともに高齢者団体とも連携し、参加者数増をめざす。 ・各種教室や大会の開催に伴う会場確保や広報活動支援を行う。 ・教室開催の周知方法を検討するとともに初心者対象教室の定期開催と市民大会の開催を行う。 ・同種の競技であっても、開催日により参加者のバラツキがあり、開催日、開催時間、事業の周知等の検討を行う。
実施予定内容
・市民にスポーツ、レクリエーション活動の機会を提供するため、体育協会をはじめ関係団体と連携し、市長杯や体育協会杯、市民フォークダンスパーティ等を実施する。 ・スポーツ推進委員協議会の協力を得て、誰もが気軽に始められ、楽しめるゲートゴルフやキンボールをはじめとするニュースポーツ種目の普及を図るため体験教室や大会を実施する。 ・新体力テストについては参加者数が少なく、国が求める対象年齢層ごとの必要参加者数を確保できていないため、PR をより積極的に行う。
平成 26 年度実施内容（中間評価）
・昨年より参加人数が減少した競技もあるが、摂津市駅前の市立保健センターにおいて夜間健康体操教室を新たに実施するなどスポーツ機会の提供を図ることができた（H26 年度 前期・後期各 16 回実施、申込者 前期 19 人、後期 62 人）。また、スポーツ推進委員協議会や総合型地域スポーツクラブでもスポーツの普及、推進に尽力をいただいた。

※ ニュースポーツ種目：日本において 20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ種目